第2期 有田川町子ども・子育て支援事業計画 (素案)

令和2年3月 有田川町

第1	章 計画策定にあたって	1
1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の法的根拠	2
3	計画の期間	2
第2	章 有田川町の現状章 カーボール (1977年) - 1977年 - 197	3
1	統計資料からみる現状	3
2	ニーズ調査結果の概要	12
3	第1期計画の評価	29
4	現状・課題のまとめと今後の方向性	40
第3	章 計画の基本理念と施策体系	41
1	計画の基本理念	41
2	計画の基本目標	42
3	施策体系	42
第4	章 施策の展開	43
1	子どもがのびのびと健やかに育つまち	43
2	心豊かな子どもを育むため、地域社会で見守るやさしいまち	47
3	親が安心、安全に子どもを生み、育てられるまち	49
第5	章 教育・保育の需要量と提供体制の確保方策	55
1	子ども・子育て支援制度について	55
2	教育・保育提供区域	56
3	幼児期の学校教育・保育の量の見込み	56
4	地域子ども・子育て支援事業の量の見込み	58
5	幼児期の学校教育・保育の一体的提供・推進	66
第6	章 計画推進に向けて	67
1	推進体制の考え方	67
参考		ı.
1	計画策定の経過エラー! ブックマークが定義されていません	Jo
2	有田川町子ども・子育て会議委員名簿エラー! ブックマークが定義されていません	J.

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

子どもは、次の時代を担うかけがえのない宝物であり、これからのまちをつくる貴重な存在です。社会の希望であり未来をつくる力である子どもが安心して育つことができる環境、安心して子どもを生み育てることのできる環境を整備していくために、社会全体で子育てを支えていくことが重要です。

しかしながら、近年の出生数の減少や出生率の低下に伴い、少子化は急速に進んでいます。また、家族構成の変化や地域のつながりの希薄化によって、多くの子育て家庭が子育てへの不安感 や孤立感を抱いている現状があります。

国では、子育てしやすい環境を地域や社会全体で支援し構築することを目的とした「子ども・子育て関連3法」が平成24年8月に成立しました。また、平成28年6月には「ニッポンー億総活躍プラン」が閣議決定され、「希望出生率1.8」の実現に向け、若者の雇用安定・待遇改善、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進、希望する教育を受けることを阻む制約の克服等を講じていくことが掲げられています。平成28年6月に「児童福祉法」が改正され、子どもが保護の対象から権利の主体へと、法の理念が大きく変わり、児童虐待の発生予防や虐待発生時の迅速かつ的確な対応が明確化されました。

さらに、令和元年5月には、重要な少子化対策の1つとして掲げられた、幼児教育・保育の無償化を実施するための「改正子ども・子育て支援法」が成立しました。幼児教育・保育の無償化は、幼児教育の負担軽減を図ることで、すべての子どもたちに質の高い教育の機会を保障し、生涯にわたる人格形成の基礎を培うことを目的としています。

また、子どもの貧困対策については、令和元年6月に可決・成立した「改正子どもの貧困対策 推進法」において、市町村の「子どもの貧困対策計画」の策定が努力義務となり、貧困が世代を 超えて連鎖することのないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進する動きが進められています。

本町においては、平成 22 年 3 月に「有田川町次世代育成支援後期行動計画」を、平成 27 年 3 月に「有田川町子ども・子育て支援事業計画」(以下、「第 1 期計画」という。)を策定し、子ども子育てに関する取り組みを総合的に推進してきました。

このたび、第1期計画が、令和元年度で計画期間が満了となることに伴い、近年の社会潮流や本町の子どもを取り巻く現状、計画の進捗状況を確認・検証し、子どもの健やかな成長と子どもの育ちを社会全体で支援する環境整備をより一層促進することを目的に、「第2期有田川町子ども・子育て支援事業計画」(以下、「本計画」という。)を策定しました。

2 計画の法的根拠

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」および「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「市町村行動計画」です。

また、この計画は、様々な分野の取り組みを総合的・一体的に進めるため、町の上位計画である「有田川町長期総合計画」との整合を図り策定しています。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。計画最終年度である令和6年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

また、5年間の計画期間中であっても、様々な状況の変化により見直しの必要性が生じた場合、 適宜、計画の見直しを行っていくものとします。

令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和
2 年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9 年度
第2	期有田川町	子ども・子首	すて支援事業	計画			
		(本計画)					
				評価・次期		次期計画	
				計画策定	(:	令和7年度~	~)
				ν			

第2章 有田川町の現状

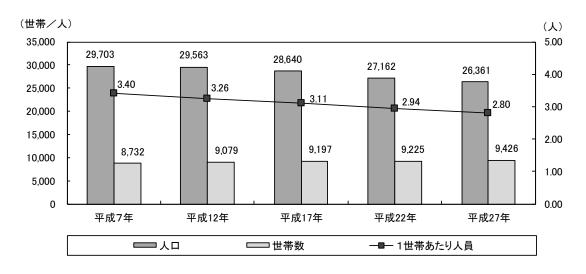
1 統計資料からみる現状

(1) 人口構造の推移

① 人口と世帯数の推移

本町の人口と世帯数の推移をみると、「人口」については、平成7年以降減少しており、平成27年には26,361人となっています。一方、「世帯数」については平成7年以降増加しており、平成27年では9,426世帯となっています。また、「1世帯あたり人員」については減少しており、平成27年では2.80人と、平成7年と比べ0.6人減少し、核家族化等により世帯の小規模化が進行しています。

■人口と世帯数の推移

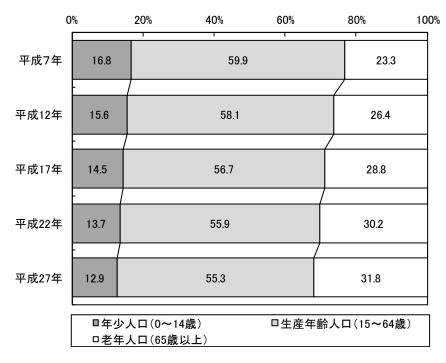


※平成7年、平成12年、平成17年の数値は吉備町、金屋町、清水町を合算したもの 資料:国勢調査

② 年齢3区分別人口構成の推移

本町の年齢3区分別人口構成の推移をみると、「年少人口」、「生産年齢人口」の割合はともに減少しており、平成27年には、それぞれ12.9%、55.3%となっています。一方、「老年人口」の割合は増加しており、平成27年では31.8%と、平成7年に比べ8.5ポイント増加し、少子高齢化が進行していることがうかがえます。

■年齢3区分別人口構成の推移



※小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある 平成7年、平成12年、平成17年の数値は吉備町、金屋町、清水町を合算したも

の

資料:国勢調査

③ 年齢別 18 歳未満人口構成の推移

本町の 18 歳未満人口総数は年々減少しており、平成 27 年では 4,218 人と、平成 7 年と比較 すると 1,842 人の減少となっています。

また、年齢別 18 歳未満人口構成の推移をみると、「 $0\sim5$ 歳」、「 $15\sim17$ 歳」の割合がやや増加傾向で推移しています。

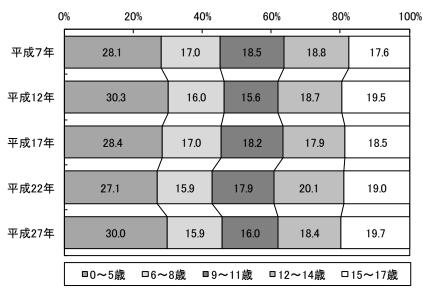
■年齢別 18 歳未満人口構成の推移

(単位:人)

	平成7年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
0~5 歳	1,703	1,733	1,446	1,240	1,266
6~8 歳	1,032	912	866	725	670
9~11 歳	1,120	889	925	820	674
12~14 歳	1,139	1,067	912	921	777
15~17 歳	1,066	1,112	942	868	831
総数	6,060	5,713	5,091	4,574	4,218

※平成7年、平成12年、平成17年の数値は吉備町、金屋町、清水町を合算したもの 資料: 国勢調査

■年齢別 18 歳未満人口構成割合の推移



※小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計が 100%にならない場合がある 平成7年、平成 12年、平成 17年の数値は吉備町、金屋町、清水町を合算したもの 資料: 国勢調査

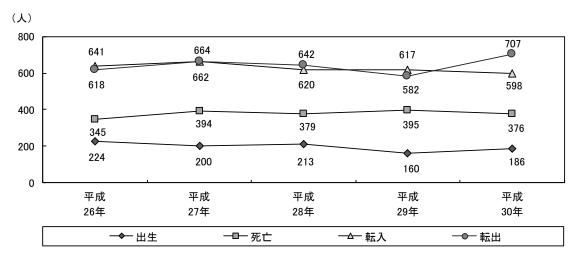
(2) 人口動態の推移

① 自然動態・社会動態の推移

近年の人口動態の推移をみると、出生数は平成 26 年以降減少しており、平成 30 年には 186 人となっています。一方で、死亡数は出生数を毎年上回っており、自然減となっています。転入数・転出数は 600~700 人前後で推移をしています。

自然動態は減少が続く一方で、社会動態は増減を繰り返しています。

■自然動態・社会動態の推移



資料:有田川町

■自然動態・社会動態の推移

(単位:人)

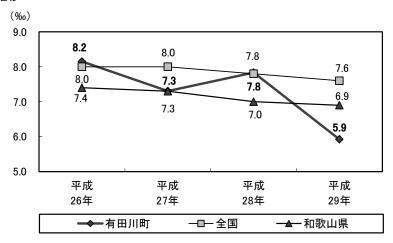
		自然動態		社会動態			
	出生 死亡		増減	転入	転出	増減	
平成 26 年	224	345	-121	641	618	23	
平成 27 年	200	394	-194	662	664	-2	
平成 28 年	213	379	-166	620	642	-22	
平成 29 年	160	395	-235	617	582	35	
平成 30 年	186	376	-190	598	707	-109	

資料:有田川町

② 出生率 (人口千対) の推移

出生率(人口千対)の推移をみると、平成26年以降増減を繰り返しています。県や国と比較すると、平成29年を除き、県より高く国より低い傾向にあります。

■出生率(人口千対)の推移



※ 人口千対(‰)は、人口千人あたりの割合

資料:人口動態統計

(3)婚姻・離婚等の動向

① 性別・年齢階級別未婚率の推移

本町の性別・年齢階級別未婚率の推移をみると、男性の 25~29 歳を除き、男性・女性とも未婚率は年々高まっていますが、すべての年齢階級で、全国平均を下回って推移しています。

■性別・年齢別階級別未婚率の推移

(単位:%)

男性	区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
20~24歳	有田川町	90.1	85.6	85.9	88.5	88.0	92.6
20, 24 成	全国	92.2	92.6	92.9	93.4	91.4	95.0
25~29歳	有田川町	58.9	59.7	60.2	59.7	65.8	62.3
23.029 原义	全国	64.4	66.9	69.3	71.4	69.2	72.7
30~34歳	有田川町	26.8	30.4	32.0	37.4	38.7	40.5
30. 34 成	全国	32.6	37.3	42.9	47.1	46.0	47.1
35~39歳	有田川町	14.6	14.9	17.5	24.7	26.6	26.5
307~39 成	全国	19.0	22.6	25.7	30.0	34.8	35.0

(単位:%)

女性	区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
20~24歳	有田川町	78.5	78.3	82.4	82.3	84.3	87.4
201924成	全国	85.0	86.4	87.9	88.7	87.8	91.4
25~29歳	有田川町	31.7	35.7	40.5	47.4	53.0	55.0
23、029所以	全国	40.2	48.0	54.0	59.2	58.9	61.3
30~34歳	有田川町	8.8	12.9	17.7	18.2	25.1	29.4
307~34成	全国	13.9	19.7	26.6	32.0	33.9	34.6
35~39歳	有田川町	4.4	5.7	8.4	11.5	12.1	18.8
	全国	7.5	10.0	13.8	18.4	22.7	23.9

※平成2年、平成7年、平成12年、平成17年の数値は吉備町、金屋町、清水町を合算したもの 資料: 国勢調査

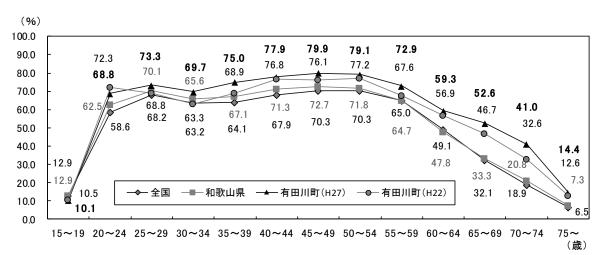
(4) 就労の状況

① 年齢5歳階級別就業率の現況

平成 27 年と平成 22 年の女性の就業率を比較すると、平成 22 年ではM字型曲線を描いているのに対し、平成 27 年では、M字曲線が緩やかになっています。全国、和歌山県と比較すると、「 $15\sim19$ 歳」、「 $20\sim24$ 歳」を除き、すべての年齢階級の就業率で上回っています。

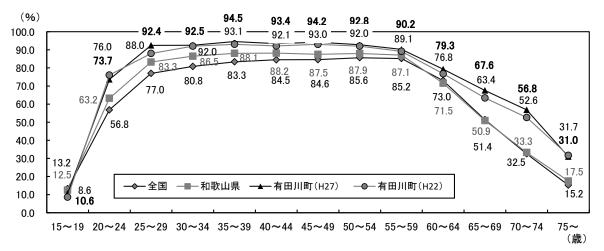
平成 27 年と平成 22 年の男性の就業率を比較すると、平成 22 年を平成 27 年の 25~74 歳までの年齢階級で上回っています。全国、和歌山県と比較すると、「15~19 歳」を除き、すべての年齢階級の就業率で上回っています。

■年齢5歳階級別女性の就業率の推移



資料:国勢調査

■年齢5歳階級別男性の就業率の推移



資料:国勢調査

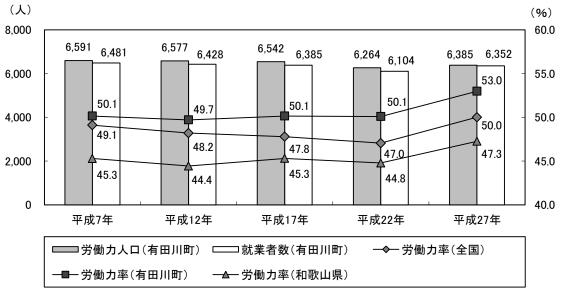
② 労働力人口※の推移

女性の労働力人口をみると、本町の労働力人口・就業者数ともに平成7年から平成22年にかけて減少していましたが、平成22年から平成27年にかけては増加に転じています。労働力率では、平成7年以降全国、和歌山県を上回って推移しています。

男性の労働力人口をみると、本町の労働力人口・就業者数ともに平成 12 年から平成 27 年にかけて緩やかに減少しています。労働力率では、平成 12 年以降全国、和歌山県を上回って推移しています。

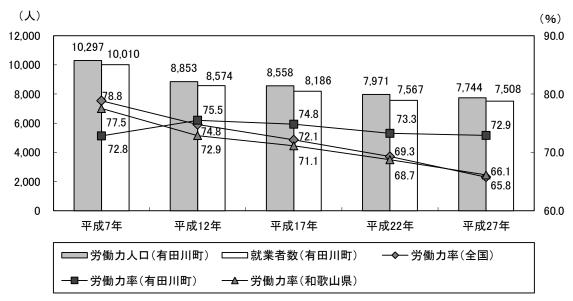
※労働力人口とは 15 歳以上人口のうち、就業者と完全失業者を合わせた人口のこと

■女性の労働力人口の推移



※平成7年、平成12年、平成17年の数値は吉備町、金屋町、清水町を合算したもの 資料:国勢調査

■男性の労働力人口の推移



※平成7年、平成12年、平成17年の数値は吉備町、金屋町、清水町を合算したもの 資料:国勢調査

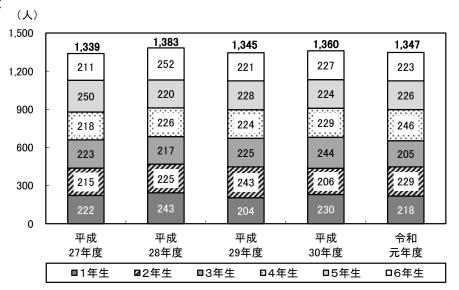
(5) 児童・生徒数の推移

① 小学校児童数の推移(学年別児童数、学校別児童数)

小学校児童数は、平成 27 年度以降、増減を繰り返しており、令和元年度には、町内全体で 1,347 人となっています。学年別にみると、どの学年も同程度の人数となっており、学校別にみると、藤並小学校に児童の半数近くが通っていることが分かります。

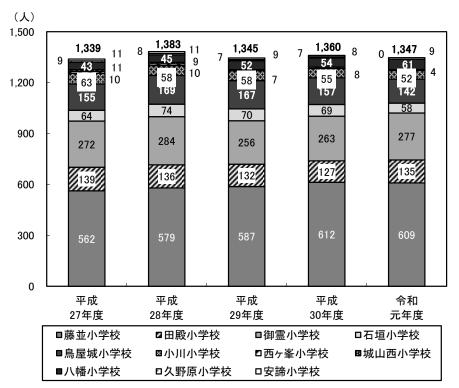
※城山西小学校は平成29年度より、久野原小学校は平成31年度より休校となっています。

■学年別児童数



資料:有田川町

■学校別児童数

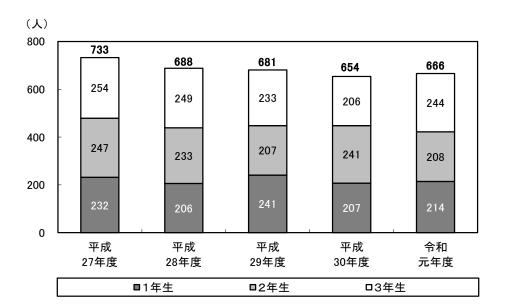


資料:有田川町

② 中学校生徒数の推移

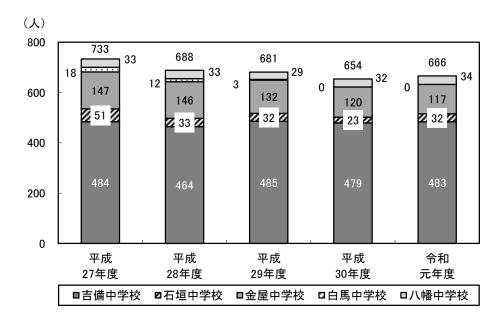
中学校の生徒数を学年別にみると、平成 27 年度以降減少しており、令和元年度には 666 人となっています。学校別にみると、大半の生徒は吉備中学校に通っていることが分かります。 ※白馬中学校は平成 30 年度より休校となっています。

■学年別生徒数



資料:有田川町

■学校別生徒数



資料:有田川町

2 ニーズ調査結果の概要

(1) ニーズ調査の概要

	本調査は、「子ども・子育て支援事業計画」の策定資料として、保育ニ
囲木の日的	一ズや有田川町の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子
調査の目的	育て世帯の生活実態、今後の要望・意見などを把握することを目的に実
	施しました。
	·調査対象地域:有田川町全域
調査設計	・調査対象者 :有田川町内在住の就学前児童および
河 宜 改 計	小学生児童の保護者
	·調 査 期 間:平成31年3月5日~平成31年3月20日

調査種類	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率	
就学前児童調査	800	685	85.6%	
小学生児童調査	800	735	91.9%	
合 計	1,600	1,420	88.6%	

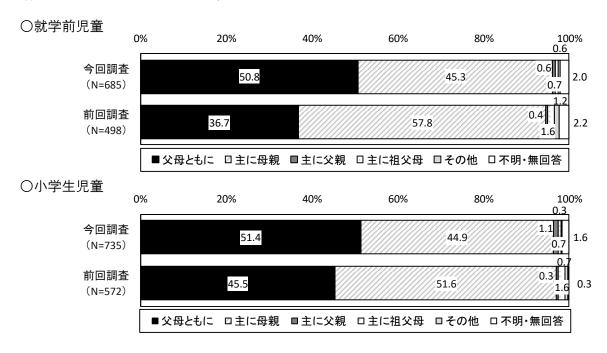
【ニーズ調査結果の見方】

- ●本文中では、就学前保護者の回答結果を「就学前児童」、小学生保護者の回答結果を「小学生児童」と表記しています。
- ●回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答(複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式)であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、本報告書内の分析文、グラフ、表においても反映しています。
- ●複数回答(複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式)の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- ●図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が 困難なものです。
- ●図表中の「N (number of case)」は、集計対象者総数(あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人)を表しています。
- ●本文中の設問の選択肢について、長い文は簡略化している場合があります。

(2)調査結果の概要

① 子育てを主に行っている方〈単数回答〉

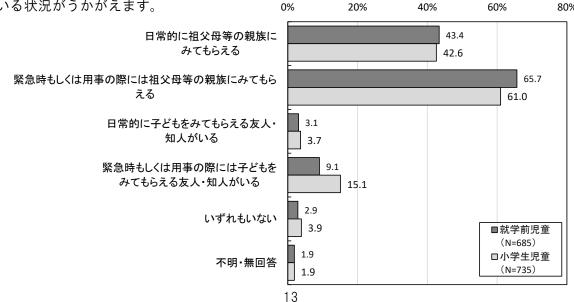
子育てを主に行っている方についてみると、就学前児童・小学生児童ともに「父母ともに」が最も高くなっています。また、前回調査との比較でも、就学前児童・小学生児童ともに「父母ともに」が高くなっています。「主に母親」の割合が減少し、両親で子育てを行っている家庭が増えていることがうかがえます。



② 日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無〈複数回答〉

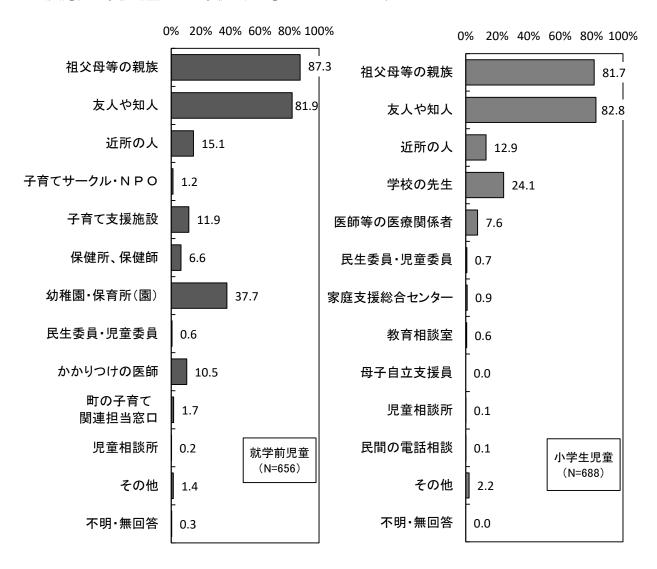
日頃、子どもをみてもらえる親族·知人の有無ついてみると、就学前児童・小学生児童ともに「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が最も高くなっています。

次いで、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」となっており、祖父母等の親族が身近にいる状況がうかがえます。 0% 20% 40% 60% 80%



③ 子育てに関して気軽に相談できる先〈複数回答〉

子育てに関して気軽に相談できる先についてみると、就学前児童・小学生児童ともに「祖父母等の親族」、「友人や知人」が高くなっています。次いで、就学前児童では「幼稚園・保育所(園)」、小学校児童では「学校の先生」となっています。



④ 保護者の就労状況(就学前児童)〈単数回答〉

母親の就労状況についてみると、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護 休業中ではない」が 37.2% と最も高くなっています。

また、前回調査と比較すると、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が増加し、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が減少しており、就労している母親が増加していることがうかがえます。

父親の就労状況についてみると、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が90.1%と最も高くなっています。前回調査との比較でも「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合に大きな変化はありません。

○母親の就労状況

(単位:%)

	フルタイム で就労して おり、産休・ 育休・介護 休業中では ない	フルタイム で就労して いるが、で育株・育株・ かる	パート・アル バイト等で 就労して、 が全体・ が 体・ か で は な な な な な な さ な さ な さ な う し な う し な 。 な う と う な う と う な も な も な る も な る と る な る な る と る と る と る と る と る と る	パート・アル バイト等で 就労して 体・介体・ 育休・ 中 ある	以前は就労 していた が、現在は 就労してい ない	これまで就 労したこと がない	不明・ 無回答
今回調査(N=685)	28.2	7.0	37.2	2.5	21.8	0.7	2.6
前回調査(N=498)	26.9	6.8	33.5	1.6	26.9	2.4	1.8

○父親の就労状況

(単位:%)

		フルタイム で就労し、 いるが、、 ・ 育業 ある	バイト等で 就労してお	パート・アル バイト等で 就労してい るが、定体・ 育休・介護 休業 ある	以前は就労 していた が、現在は 就労してい ない	これまで就 労したこと がない	不明・ 無回答
今回調査(N=685)	90.1	0.3	0.4	0.0	0.7	0.0	8.5
前回調査(N=498)	89.6	0.0	0.6	0.0	0.2	0.0	9.6

⑤ 現在就労していない保護者の就労希望(就学前児童)〈単数回答〉

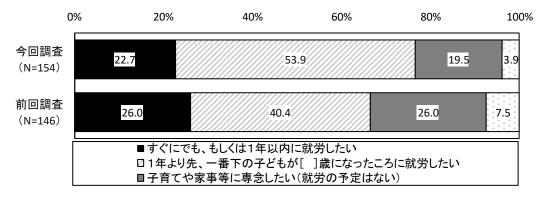
現在就労していない母親の就労希望についてみると、「1年より先、一番下の子どもが[] 歳になったころに就労したい」が53.9%と最も高くなっています。

また、前回調査と比較すると、今後の就労意向のある母親(「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」と「1年より先、一番下の子どもが []歳になったころに就労したい」の合計)が10.2 ポイント高くなっており、就労意向をもった保護者が増加していることがうかがえます。

就労を希望する子どもの年齢では「3歳」が47.0%と最も高くなっています。前回調査と比較すると、12.3 ポイント減少しているものの依然として高い割合となっています。

父親については、回答数が5件と少ないため割愛しています。

○母親の就労希望(就学前児童)



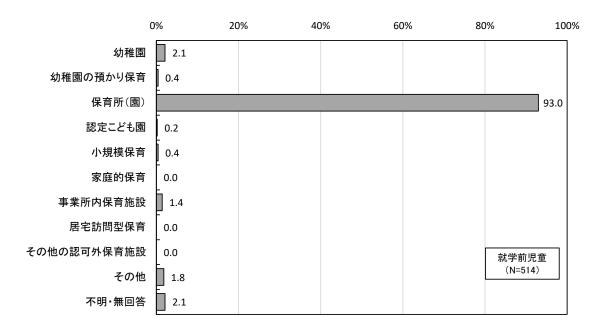
○母親の就労希望時の末子の年齢(就学前児童)

【母 親】 就労希望時の	今回 (N=		前回調査 (N=59)		
末子の年齢	件数	%	件数	%	
1歳	5	6.0	4	6.8	
2歳	13	15.7	6	10.2	
3歳	39	47.0	35	59.3	
4歳	15	18.1	6	10.2	
5歳	2	2.4	2	3.4	
6歳	1	1.2	3	5.1	
7歳	2	2.4	0	0.0	
8歳	1	1.2	1	1.7	
9歳	1	1.2	0	0.0	
10歳	0	0.0	1	1.7	
11歳	0	0.0	0	0.0	
12歳	2	2.4	0	0.0	
13歳以上	0	0.0	0	0.0	
不明·無回答	2	2.4	1	1.7	

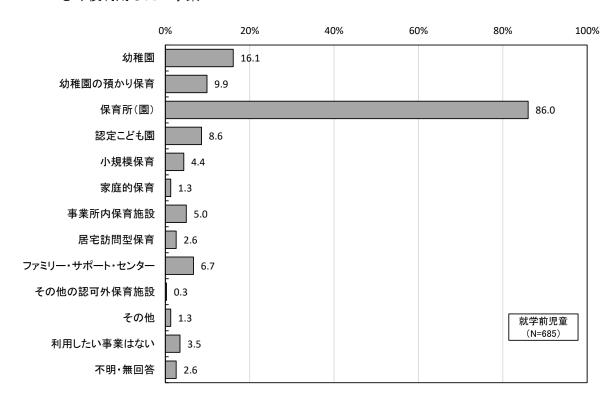
⑥ 平日に利用している事業、今後利用したい事業について(就学前児童) 〈複数回答〉

現在、平日に利用している事業については「保育所(園)」が93.0%と最も高くなっています。また、今後利用したい事業については「保育所(園)」が86.0%と最も高く、次いで「幼稚園」が16.1%となっています。

○平日に利用している事業

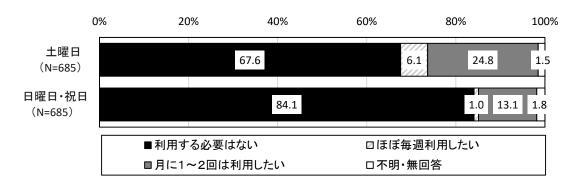


○今後利用したい事業



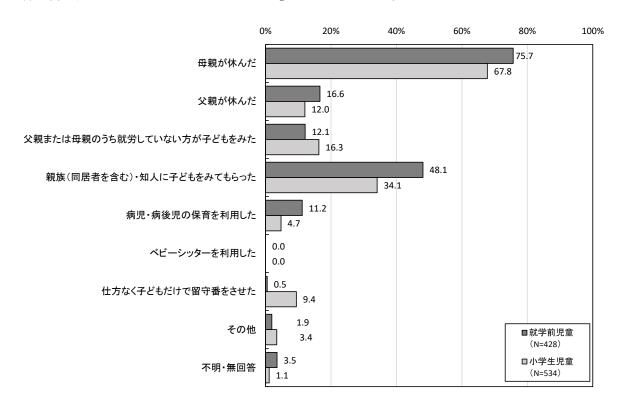
⑦ 土曜日と日曜日・祝日の定期的な教育・保育の利用希望(就学前児童)〈単数回答〉

土曜日と日曜日・祝日の、定期的な教育・保育の利用希望についてみると、「利用する必要がない」が土曜日、日曜日・祝日とも最も高く、次いで「月に1~2回は利用したい」となっています



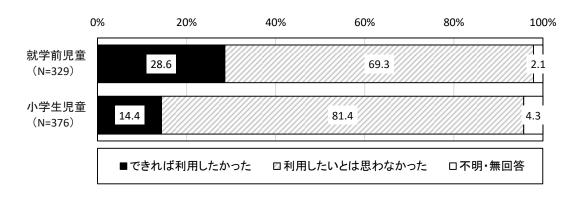
⑧ 子どもが病気やけがで普段利用している保育所(園)や学校等を利用できなかった場合の、この1年間の対処方法〈複数回答〉

病気やけがで普段利用している保育所(園)や学校等を利用できなかった場合の対処方法についてみると、「母親が休んだ」が就学前児童、小学生児童とも最も高く、次いで「親族(同居者を含む)・知人に子どもをみてもらった」となっています。



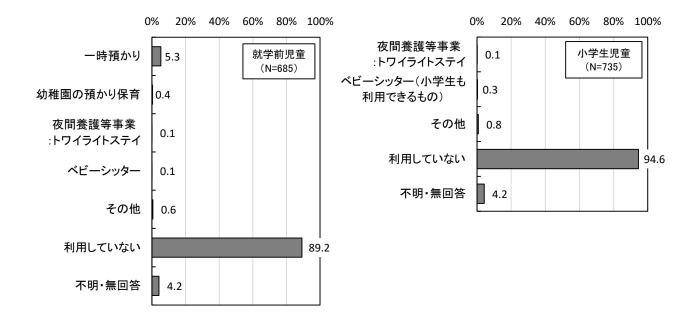
⑨ 母親または父親が休んだ方で、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思ったかく単数回答>

母親または父親が休んだ方で、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思ったかについてみると「できれば利用したかった」が就学前児童で 28.6%、小学生児童で 14.4%、「利用したいとは思わなかった」が就学前児童で 69.3%、小学生児童で 81.4%となっています。



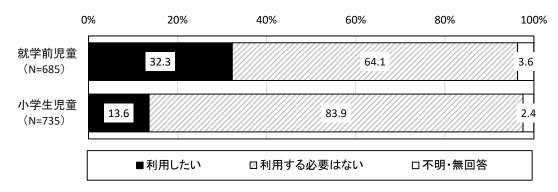
⑩ 保護者の私用や通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業〈複数回答〉

放保護者の私用や通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業についてみると、「利用していない」が就学前児童で89.2%、小学生児童で94.6%と最も高くなっています。



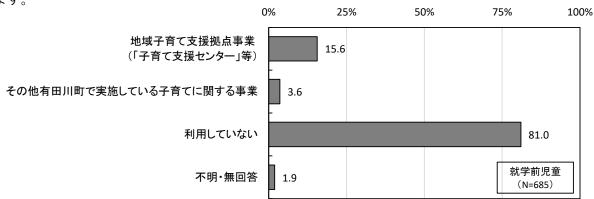
(1) 保護者の私用や通院、不定期の就労等での不定期の預かり等の利用希望〈単数回答〉

保護者の私用や通院、不定期の就労等での不定期の預かり等の利用希望についてみると、「利用したい」が就学前児童で 32.3%、小学生児童で 13.6%、「利用する必要はない」が就学前児童で 64.1%、小学生児童で 83.9%となっています。



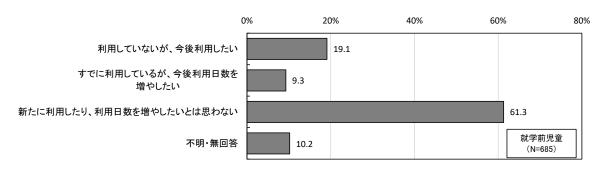
② 地域子育て支援拠点事業の利用状況(就学前児童)〈複数回答〉

現在の地域子育で支援拠点事業の利用状況についてみると、「利用していない」が81.0%と最も高く、次いで「地域子育で支援拠点事業(「子育で支援センター」等)」が15.6%となっています。



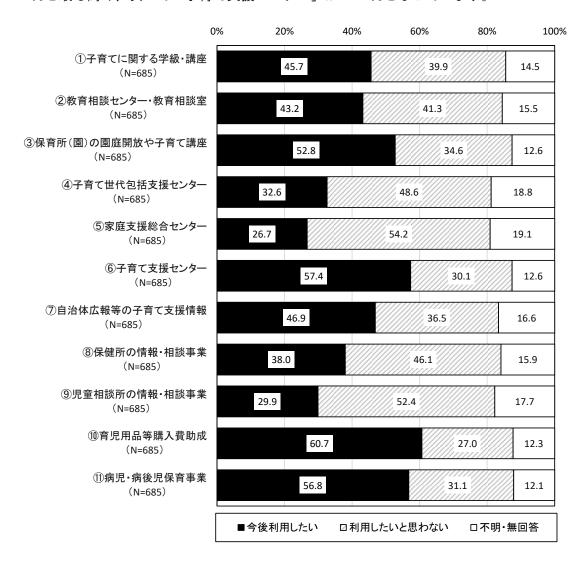
(3) 地域子育で支援拠点事業の今後の利用意向(就学前児童) < 単数回答>

地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向についてみると、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が 61.3%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」が 19.1%となっています。



(4) 子育て支援事業の利用意向(就学前児童)〈単数回答〉

子育て支援事業の利用意向についてみると、『今後利用したい』では「育児用品等購入費助成」で 60.7% と最も高く、次いで「子育て支援センター」が 57.4% となっています。

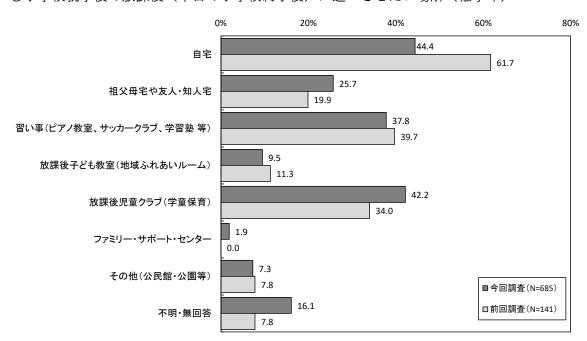


⑤ 小学校就学後の放課後(平日の小学校終了後)に過ごさせたい場所(就学前児童) 〈複数回答〉

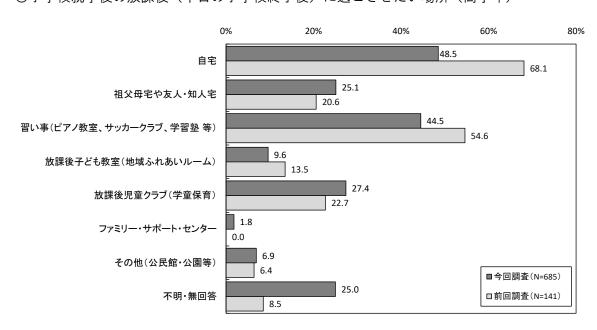
小学校就学後の放課後(平日の小学校終了後)に過ごさせたい場所についてみると、低学年、 高学年とも「自宅」が最も高くなっています。

また、前回調査と比較すると「放課後児童クラブ(学童保育)」の割合が高くなっており、「自宅」の割合が減少しています。放課後児童クラブ(学童保育)の放課後における位置付けが高くなっていることがうかがえます。

○小学校就学後の放課後(平日の小学校終了後)に過ごさせたい場所(低学年)



○小学校就学後の放課後(平日の小学校終了後)に過ごさせたい場所(高学年)

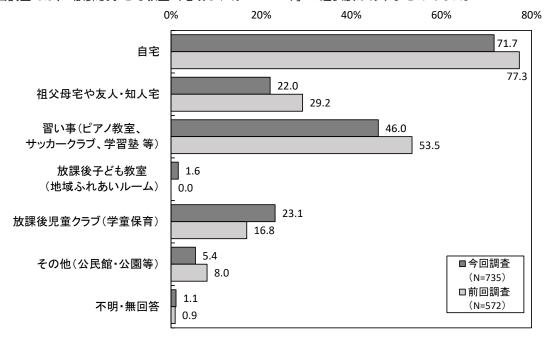


飯 放課後(平日の小学校終了後)に過ごさせたい場所(小学生児童)〈複数回答〉

放課後の過ごし方についてみると、「自宅」が最も高くなっています。

また、前回調査と比較すると「放課後児童クラブ(学童保育)」が 6.3 ポイント高くなっており、小学生児童においても放課後における位置付けが高くなっていることがうかがえます。

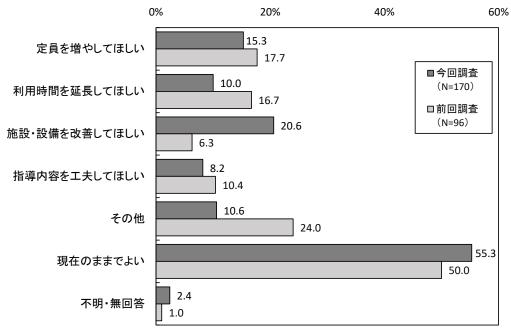
※前回調査では、「放課後子ども教室(地域ふれあいルーム)」の選択肢はありませんでした。



切 放課後児童クラブに対して感じていること〈複数回答〉

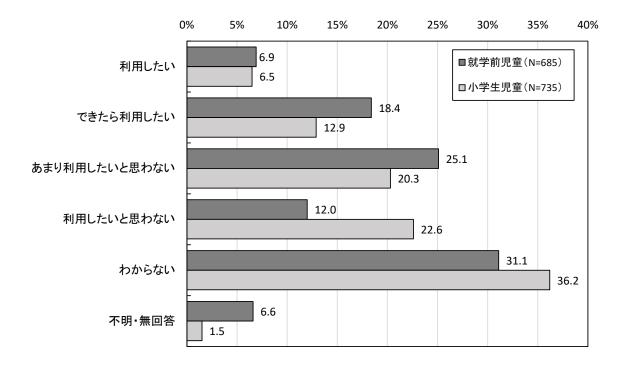
放課後児童クラブを利用している方で、放課後児童クラブに対して感じていることについて みると、「現在のままでよい」が 55.3 ポイントと最も高くなっています。

また、前回調査と比較すると「施設・設備を改善してほしい」が 14.3 ポイント、「現在のままでよい」が 5.3 ポイント高くなっており、それ以外の選択肢では低くなっています。



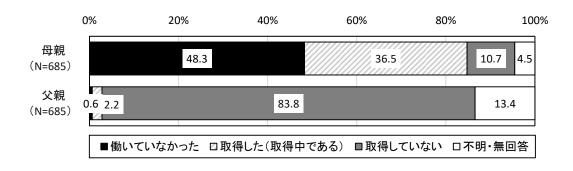
(18) ファミリー・サポート・センターの利用希望〈複数回答〉

ファミリー・サポート・センターの利用希望についてみると、就学前児童、小学生児童とも「わからない」の割合が最も高く、次いで就学前児童では「あまり利用したいと思わない」、小学生児童では「利用したいと思わない」が高くなっています。



⑨ 子どもが生まれた時の保護者の育児休業取得状況(就学前児童)〈単数回答〉

子どもが生まれた時の保護者の育児休業取得状況についてみると、母親では「働いていなかった」が48.3%、父親では「取得していない」が83.8%と最も高くなっています。

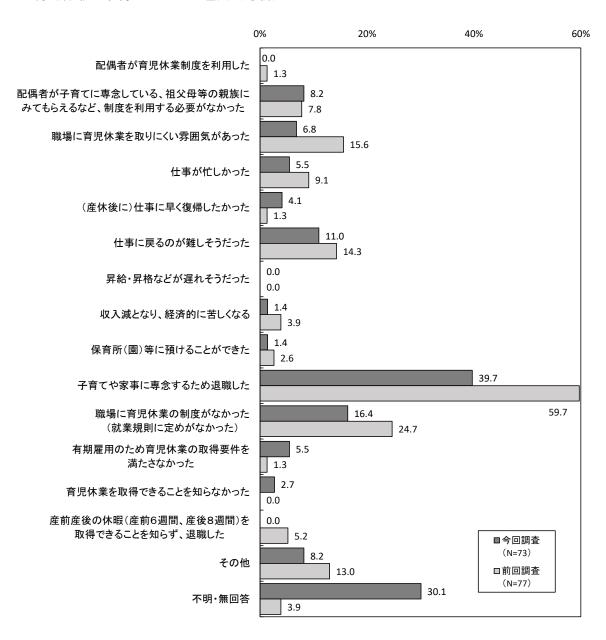


② 育児休業を取得していない理由(就学前児童) 〈複数回答〉

母親で育児休業を取得していない方に取得していない理由についてみると、「子育てや家事に 専念するため退職した」が 39.7%と最も高くなっています。

また、前回調査と比較すると「子育てや家事に専念するため退職した」が 20.0 ポイント、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が 8.8 ポイント、「職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)」が 8.3 ポイント低くなっています。働きながら子育てができる環境の整備が進んでいることがうかがえます。

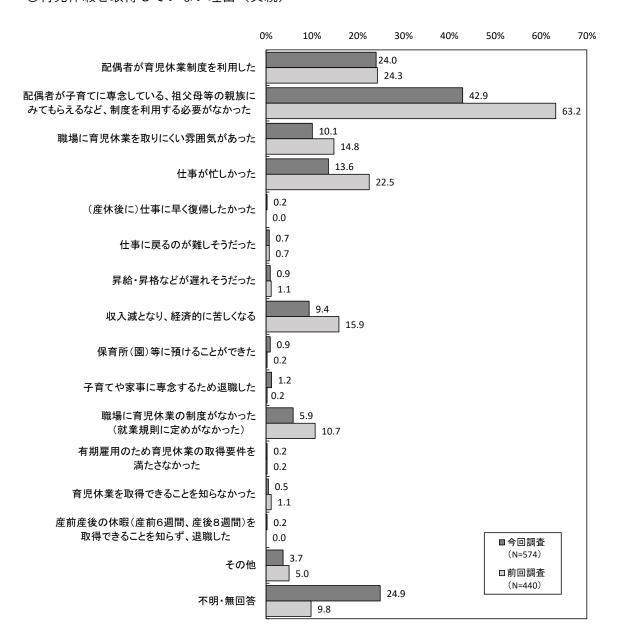
○育児休暇を取得していない理由(母親)



父親で育児休業を取得していない方に取得していない理由についてみると、「配偶者が子育てに専念している、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が42.9%と最も高くなっています。

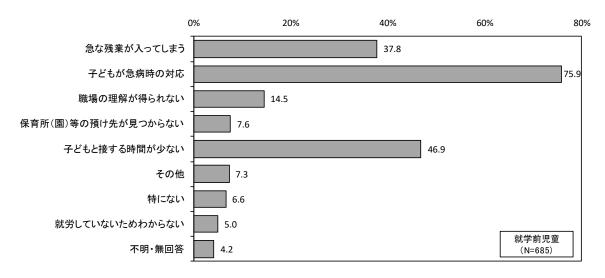
また、前回調査と比較すると「配偶者が子育てに専念している、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が 20.3 ポイント、「仕事が忙しかった」が 8.9 ポイント、「収入減となり、経済的に苦しくなる」が 6.5 ポイント低くなっています。多くの項目で前回調査よりポイントが低くなっています。

○育児休暇を取得していない理由(父親)



② 仕事と子育てを両立する上で、大変だと感じること〈複数回答〉

仕事と子育てを両立する上で、大変だと感じることについてみると、「子どもが急病時の対応」が 75.9%と最も高く、次いで「子どもと接する時間が少ない」が 46.9%となっています。急病時での病児保育などの一時預かり事業の充実が求められています。

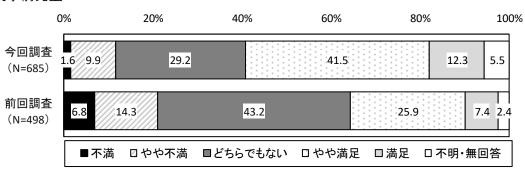


② 居住地域における子育ての環境や支援への満足度〈単数回答〉

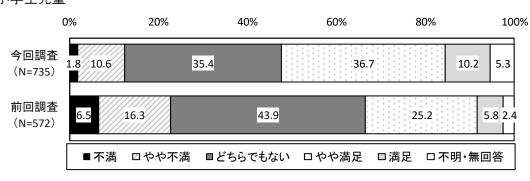
居住地域における子育ての環境や支援への満足度についてみると、就学前児童・小学生児童ともに「やや満足」が最も高く、それぞれ41.5%・36.7%となっています。

また、前回調査と比べると就学前児童・小学生児童ともに満足している割合(「満足」と「や や満足」の合計)が大きく増加しています。

○就学前児童

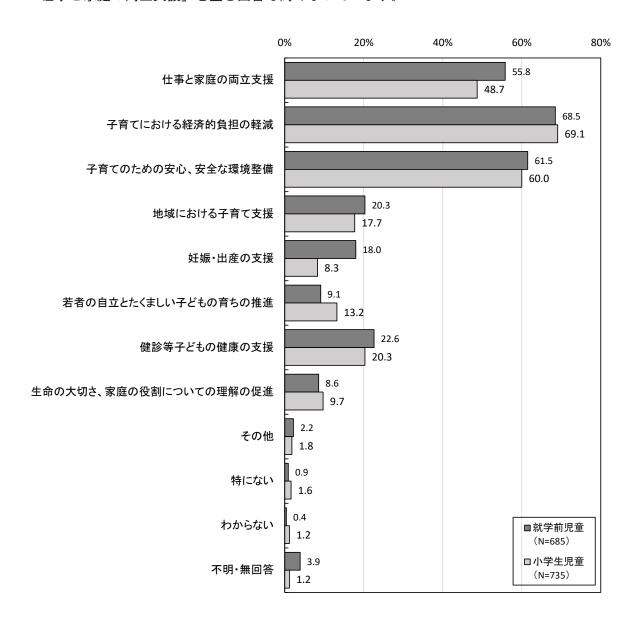


○小学生児童



② 望ましい子育て支援施策について〈複数回答〉

望ましい子育で支援施策についてみると、就学前児童・小学生児童ともに「子育でにおける 経済的負担の軽減」、「子育でのための安心、安全な環境整備」が 60%を超えています。また、 「仕事と家庭の両立支援」を望む回答も高くなっています。



3 第1期計画の評価

(1) 第1期計画の主な事業実績

①教育・保育事業

■教育事業【1号認定】(※1号認定についてはP.56参照)

(単位:人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画店	量の見込み	10	9	9	9	9
計画値	確保の内容	10	9	9	9	9
	実績値	0	0	0	21	13

教育事業【1号認定】の受け入れについて、実績値は平成29年度までは量の見込みを下回り、 平成30年度以降は上回っています。本町では幼稚園を開設していないため、実績値は町外の施設を利用している方になります。

■保育事業【2号認定】(※2号認定についてはP.56参照)

(単位:人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	535	521	497	511	503
	確保の内容	535	521	497	511	503
	実績値	614	577	600	576	600

保育事業【2号認定】の受け入れについて、実績値は平成27年度以降増減を繰り返しており、いずれの年度も量の見込みを上回っています。

■保育事業【3号認定】(※3号認定についてはP.56参照)

(単位:人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	375	370	363	357	350
	確保の内容	375	370	363	357	350
	実績値	181	160	211	208	190

保育事業【3号認定】の受け入れについて、実績値は平成27年度以降増減を繰り返しており、 いずれの年度も量の見込みを下回っています。

②地域子ども・子育て支援事業

■延長保育事業

(単位:人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
=1 == /=	量の見込み	361	353	342	344	338
計画値	確保の内容	361	353	342	344	338
実績値		52	196	177	223	

【事業内容】

保護者の就労形態に応じて、保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間を超えて保育を実施する事業です。

【取組状況】

延長保育事業について、実績値は平成27年度以降増加していますが、いずれの年度も量の見込みを下回っています。

■ 放課後児童健全育成事業(低学年)

(単位:人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	231	237	243	230	223
	確保の内容	231	237	243	230	223
	実績値	159	163	183	205	249

【事業内容】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、授業の終了後に小学校の余裕教室等 において居場所を提供し、適切な遊びや生活の場として児童の健全な育成を図る事業です。

【取組状況】

放課後児童健全育成事業(低学年)について、実績値は平成27年度以降増加しており、令和元年度には量の見込みを上回っています。

■ 放課後児童健全育成事業(高学年)

(単位:人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	172	163	165	157	161
	確保の内容	172	163	165	157	161
	実績値	50	67	61	80	101

【取組状況】

放課後児童健全育成事業(高学年)について、実績値は平成27年度以降増加しており、令和元年度は平成27年度の約2倍となっています。

■子育て短期支援事業

(単位:人日)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	3	3	3	3	3
	確保の内容	0	0	0	0	0
	実績値	0	9	22	0	_

※人日とは、利用者数×利用日数の合計

【事業内容】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等への入所により、必要な保護を行う事業です。

【取組状況】

子育て短期支援事業について、平成 28 年度・平成 29 年度のみ事業が行われました。また、実 績値は量の見込みを上回っています。

■地域子育て支援拠点事業

(単位:人回)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	15,156	14,916	14,688	14,412	14,148
	確保の内容	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
実績値		3,600	4,154	4,235	4,173	_

※人回とは、利用者数×利用回数の合計

【事業内容】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【取組状況】

地域子育て支援拠点事業について、実績値は 4,000 人前後で推移しており、いずれの年度も見込み量を大幅に下回っています。

■一時預かり事業【幼稚園での預かり保育】

(単位:人日)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	117	114	109	112	110
	確保の内容	117	114	109	112	110
:	実績値	0	0	0	0	0

※人日とは、利用者数×利用日数の合計

【事業内容】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、ファミリー・サポート・センター等において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

一時預かり事業は、「幼稚園における在園児を対象とした一時預かり($3\sim5$ 歳)」と「在園児を除く一時預かり事業($0\sim5$ 歳)」の2種類があります。

【取組状況】

幼稚園での預かり保育は実施していません。

※令和元年現在、本町では幼稚園を開設していないため預かり保育は実施していません。

■一時預かり事業【一時預かり】

(単位:人日)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画店	量の見込み	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
計画値	確保の内容	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	実績値	713	1,163	1,531	1,214	_

※人日とは、利用者数×利用日数の合計

【取組状況】

一時預かり事業について、実績値は平成 29 年度をピークに推移しており、平成 28 年度以降は 量の見込みを上回っています。

■病児保育事業

(単位:人日)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	945	925	896	900	885
	確保の内容	945	925	896	900	885
	実績値	651	762	790	644	_

※人日とは、利用者数×利用日数の合計

【事業内容】

病児保育事業について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一 時的に保育等する事業です。

【取組状況】

病児保育事業について、実績値は平成 29 年度をピークに推移をしており、いずれの年度も量の 見込みを下回っています。

■子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

(単位:人日)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	0	0	0	0	0
	確保の内容	0	0	0	0	0
	実績値	0	0	0	0	0

※人日とは、利用者数×利用日数の合計

【事業内容】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育で中の保護者で児童の預かり等の援助を受けることを希望する者(依頼会員)と、当該援助を行うことを希望する者(提供会員)との登録制による相互援助活動を行う事業です。

【取組状況】

子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)は実施していません。

■妊婦健診事業

(単位:人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	274	264	256	250	243
	確保の内容	274	264	256	250	243
実績値		219	187	192	211	_

【事業内容】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、② 検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた健康診査を実施する事業です。

【取組状況】

妊婦健診事業について、実績値は増減を繰り返しており、いずれの年度も量の見込みを下回っています。

■乳児家庭全戸訪問事業

(単位:人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	158	153	148	144	141
	確保の内容	158	153	148	144	141
実績値		195	190	170	152	

【事業内容】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境 等の把握を行う事業です。

【取組状況】

乳児家庭全戸訪問事業について、実績値は平成 27 年度以降減少していますが、いずれの 年度も量の見込みを上回っています。

■養育支援訪問事業

(単位:人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	0	0	0	0	0
	確保の内容	0	0	0	0	0
実績値		0	0	0	0	0

【事業内容】

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児・家事等の養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の向上や支援の実施を確保する事業です。

【取組状況】

養育支援訪問事業は実施していません。

■利用者支援事業

(単位:か所)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	0	0	0	0	0
	確保の内容	0	0	0	0	0
実績値		0	0	1	1	1

【事業内容】

子どもやその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及 び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【取組状況】

利用者支援事業は平成29年度から1か所で実施しています。

(2) 第1期計画の取り組み状況

1 子どもがのびのびと健やかに育つまち

(1)地域子育て支援サービスの充実

事業名	第1期計画の取り組み状況
子育て相談、情報提 供体制の充実	子育てに関する情報提供をアプリやガイドブックにて行っています。個別には産前産後同意のあった妊産婦に対し助産師が訪問・電話により対応し、子育てに関する不安の軽減に努めました。子育て世代包括支援センターの PR を含め、今後も情報提供を行っていきます。
保育士の資質向上	毎月の保育所長会において、今日的課題並びに所長のリーダーシップ育成のための研修の場を設定するとともに、経験年次ごとの研修として主任研修(年6回)、5年次研修(年4回)、2年次研修(年6回)、新規採用研修(年10回)を実施し、経験に応じた資質の向上に努めました。さらに各保育所の園内研修の充実を進め、県から幼児教育アドバイザーを招聘しての公開保育を実施しました。
放課後子ども教室	放課後こども教室は、町内2か所で取り組んできました。5年度間で延べ289名の小学生の参加がありました。令和元年度は町内1か所で実施しています。

(2)母子健康の保持増進

事業名	第1期計画の取り組み状況
母子健康手帳の交付	妊娠届を出した妊婦の方に母子健康手帳を交付しています。支援を必要とする妊婦の方は早い段階での保健師による面接を行っています。
妊婦教室	妊婦だけではなくパートナーや両親も対象に妊娠・出産、子育てに関する情報提供、交 流の場の提供やマタニティヨガによるリラクゼーション等を実施しています。
健康相談	金屋文化保健センター(月4回)、清水保健センター(月1回)で実施し、子育てに関する情報提供、保護者からの相談に対応しました。また、交流の場の提供や月1回ボランティアによる読み聞かせを行うなど、母子の健康づくりに取り組んでいます。
乳幼児健康診査	各乳幼児健診を月1回行い、乳幼児の発達の確認、保健指導及び育児相談に取り組んでいます。また、小児インフルエンザ予防接種への助成も行っています。
食育推進事業	小学校において、県から梅や桃などの県産果実を学習教材用として提供を受け、家庭科や社会科などで食育の授業を行っています。また、平成 29 年度より、毎年 11 月に町特産の「有田みかん」を全校の給食に取り入れ、郷土愛や食への感謝の気持ちを醸成する取り組みを開始しました。

(3)小児医療の充実

事業名	第1期計画の取り組み状況
産科・小児医療の充 実	平成 29 年5月から有田市立病院での分娩が再開されましたが、再び休止となりました。 安心して子育てができる体制づくりのため、国、県や関係機関に要望し、有田保健医療圏域での産科・小児科医療の充実を図ります。
小児医療救急体制の 充実	有田保健医療圏構想区域調整会議において、医療体制の在り方について協議を重ねて おり、救急体制の充実に努めています。
子ども医療費助成の 充実	小学生・中学生を対象に医療費の自己負担分を全額助成し、子育て世代の家庭の経済 的負担の軽減と子どもの健康の保持、増進に寄与するための制度で、平成 30 年9月診 療から高校生世代まで拡充しました。
乳幼児医療費の助成	乳幼児(O歳から6歳)を持つ家庭の経済的負担の軽減と乳幼児の健康の保持、増進に 寄与するための制度で、医療費の自己負担分を全額補助しています。

2 心豊かな子どもを育むため、地域社会で見守るやさしいまち

(1)地域ネットワークの確立

事業名	第1期計画の取り組み状況
児童のふれあい・交流 の促進	現在、町内で27の子ども会団体があります。平均で月に1回以上のイベントがあり、子ども祭りや清掃活動を通じ地域ぐるみで充実した交流活動を行っています。
地域における見守りの強化	少年センターを中心に、平日に毎日巡回パトロールを行っています。それに加え、早朝・ 夜間の巡回や啓発活動しています。「こどもを守る日」は年に4回実施し、2,000 人の方々 が子どもの見守りに取り組んでくれました。
地域における犯罪防止対策の徹底(きしゅう君の家)	「きしゅう君の家」は知らない人に後をつけられたり、交通事故にあった時などに助けを求められる場所として湯浅警察署で取り組んでいる事業です。町としては、犯罪防止のため、警察に情報提供や協力を行います。
きのくに共育コミュニティ推進事業	中学校区をコミュニティ単位として実施している事業で、教育の課題を学校、家庭、地域 家庭で共有し、連携を図りながら解決に取り組んでいます。現在は金屋中学校区で実施 しています。

(2)仕事と家庭の両立支援

事業名	第1期計画の取り組み状況
男女共同参画の推進	「有田川町男女共同参画計画〜コンチェルト2〜」を策定し、男女共同参画の取り組みを 総合的に推進する体制を整えています。令和2年度には「有田川町男女共同参画計画 〜コンチェルト3〜」を策定します。
父親の育児参加の 啓発	今年度、家庭教育支援講座を土曜日に実施したところ、父親の方々にも参加いただきました。これからもより多くの方々にも参加していただけるよう啓発を行っていきます。

(3)企業の支援体制整備の啓発

事業名	第 1 期計画の取り組み状況
育児休業制度の定着 啓発	現在、事業を実施しておらず、今後の実施に向け検討を行います。

3 親が安心、安全に子どもを生み、育てられるまち

(1)次代の親を育てる環境づくり

事業名	第1期計画の取り組み状況
子育て支援関連情報 のPR	広報紙、各戸配布物、ホームページなどで子育て関連情報の周知に努めました。
体験学習と交流の 推進	職場体験学習や家庭科における保育所での幼児とのふれあいを通して体験的な学習を行っています。
人権啓発·人権相談	人権に関する講演会・映画会を年間5回以上実施し、藤並駅や、文化祭等でも啓発を実施しました。人権擁護委員による特設相談は年間12回開催しています。各学校でも保護者学級等により人権について学習しています。
要保護児童地域対策 協議会の充実	各関係機関と要保護児童対策地域協議会を形成し、情報共有等連携を行っています。 個別ケース会議は随時開催し、実務者会議は月1回、代表者会議は年1回開催しています。 す。実務者会議への警察の参加も実現しています。
教職員の資質向上	教職員の研修の場として、有田川町学校間教職員クラブがあり、授業研究や有識者からの助言、講師を招いての講演等、教職員からのニーズを尊重した研修の場としています。
各種体験教室	平成 30 年度では総合型関連教室・発明クラブ教室において、年間約 800 人の子どもの参加がありました。年齢の異なる子ども同士が、年間を通して体験教室を経験することで学校生活とは異なる学びを得ることができました。

(2)生活環境の整備・充実

事業名	第1期計画の取り組み状況
「絵本 de わっしょい!」の実施	絵本作家を招いてのトークショーやワークショップなどを行うイベント「絵本 de わっしょい!」を毎年開催し、絵本によるまちづくりに取り組んでいます。平成 30 年度は約 6,000人の来場者がありました。
各種スポーツ教室の 実施	令和元年度現在で8つのスポーツ教室を実施、スポーツサークルでは 13 の体験教室を提供、実施しています。また、ニュースポーツ教室では、親子での参加が多く、保護者同士の地域交流機会の場ともなっています。
文化芸術活動の推進	文化芸術活動を積極的に推進するための行事やイベントを開催し、各種団体育成や文 化向上のために事業を展開しています。年間を通して音楽コンサートや講演などを実施 し、多くの方々の参加があります。
交通安全意識の高揚	毎年2校ほど小学校より依頼があり、警察および交通指導員による交通安全教室を実施しています。交通ルール等の講義のほか、小学校グランドにて歩行や自転車の乗り方・安全確認を重点課題とした実技教室を実施しています。
出産祝金交付事業、 育児用品等購入費助 成事業	第3子以降を出産し、かつ出産後も3子以上を養育する親権者に対し祝い金を交付しています(出生前から住所を有することが必要)。また、6歳未満の子どもの保護者に対し、 育児に必要な用品の購入費を一部助成しています。
幼稚園就園奨励事業	町内に幼稚園はないものの、幼稚園への就園を希望する保護者も一定数います。対象者には保育料の一部を助成しました。令和元年度より、本事業の対象者は幼児教育・保育無償化により保育料が無償となります。
児童手当	出生から中学校修了までの子どもを養育している方に支給する制度で、届出が必要な 方への案内は広報紙などで周知し、未提出者には通知により届漏れがないよう努めて います。

(3)要支援家庭への支援の充実

事業名	第1期計画の取り組み状況
保育料減免制度(ひと り親・在宅障害児のいる家庭の保育料を減免する制度で、適用漏れのないより親・在宅障害児) 知に努めています。	
児童扶養手当	父母の離婚や死亡などで、父または母と生計を同じくしていない児童が育成されるひとり 親家庭等に支給する手当で、認定・手当支給・各種変更等は県が行っています。申請漏 れのないよう、年度当初と現況届時期の前に住民への周知を図っています。
わかやまひとり親家庭 アシスト事業	ひとり親家庭が抱える様々な問題にどのように取り組んでいくか家庭毎の支援プラン(支援プログラム)をつくるサービスです。児童扶養手当を受けられている家庭に支援員が訪問しアドバイスや利用できる公的なサービスを紹介します。
ひとり親家庭医療費助成	ひとり親家庭の保健向上に寄与し、福祉の増進を図るため、18歳未満の子を扶養している母子または父子家庭等を対象に、医療費の自己負担分を全額助成しています。

事業名	第1期計画の取り組み状況
母子父子寡婦福祉 資金貸付金	20 歳未満の児童を扶養している母子家庭の母または父子家庭の父、寡婦(配偶者のない女子でかつて母子家庭の母であった方)を対象に、様々な種類の資金貸付を無利子、または低利子で行っています。借主からの事前相談・必要書類を町で受け付け、内部審査貸付事務は振興局が行います。
特別児童扶養手当	精神または身体に障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母等に手当を支給する制度です。を受けて、児童手当を支給します。申請漏れのないよう、年度当初と現況届時期の前に住民への周知を図っています。
障害児保育事業	障害のある子どもの保育所への入所については、できる限り保護者の希望を尊重しています。ただし、発達支援センターでの療育が必要と考えられる場合は、保健師等が保護者との調整を行っています。
就学援助事業、就学奨励事業	児童生徒の学用品費、修学旅行費、校外活動費などを援助する事業で、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者には就学援助事業を実施し、障害のある児童生徒が特別支援学校や小学校・中学校の特別支援学級等で学ぶ保護者に対しては就学奨励事業を実施しています。令和元年度においては、就学援助事業 182名、就学奨励事業 40 件に対し行いました。

4 現状・課題のまとめと今後の方向性

(1) 保育サービス・子育て支援サービスの充実

有田川町の子どもの人数は減少傾向にありますが、延長保育や放課後児童健全育成事業の利用者数は増加しています。その背景には、女性の就業率の高まりがあり、乳幼児からの子育て支援を行う地域子育て支援センターの充実を図り、育児相談や遊び場の提供、家庭訪問など幅広い支援が必要となっています。

今後も子育で期の母親の就業率は高まるとみられ、現在の経済的な支援に加えて、一時預かり 保育や病児保育等の整備などの保育サービスや子育で支援サービスの充実が求められます。また、 子育でに不安を抱いている保護者や孤立している家庭等については、関係機関等との連携・情報 共有を進め、適切な相談・支援に取り組みます。

(2) 地域全体で取り組む子育て環境づくり

ひとり親家庭や、障がいのある子どもを持つ家庭を含め、子育てには様々な人との関わり、協力が必要です。また、近年増加する児童の虐待や不登校、いじめの防止への取り組みなど、「子どもの人権を守る」ための啓発に加え、子どもの貧困、障害のある子どもや、虐待等によりケアを必要とする子ども等、配慮が必要な子どもや保護者を対象に、子どもが安心して暮らせる取り組みが必要です。

ニーズ調査では経済的支援や子育てのための安心・安全な環境整備に加え、仕事と家庭の両立 支援を望む声も多くあり、地域の子育てネットワークの確立やボランティアの育成を通して、地 域社会全体で子育てに取り組み、安心、安全で活気のある環境づくりが求められています。また、 ブックスタート事業や親子の読み聞かせの支援、学校図書支援等の活動を通じ、子どもの発達段 階に応じた読書支援への取り組みも継続します。

(3) 次代につなげる取り組み

今後、有田川町の子どもの人数は、近年の推移から減少していくと見込まれていますが、子育て環境の整備、充実、学習機会の確保に加え、地域のつながりを活かして世代間交流を推進していくとともに、子どもがやがて親となる将来を見据え、協力し合って育児することを学び、子育てを肯定的に捉えることができるよう、保育所や学校等を通じた保育体験や家庭・育児等について考える機会の提供を一層努めていくことが必要です。

今後とも子育てをしやすい有田川町をアピールし、次代につなげていくことが重要です。

第3章 計画の基本理念と施策体系

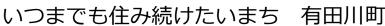
1 計画の基本理念

子どもは、地域の宝として私たちに希望をもたらし、未来の有田川町を作る力となります。しかしながら、近年の家族構成の変化や地域のつながりの希薄化によって、子育てに対する不安や孤立感を感じる保護者は少なくはなく、子どもを生み育てたいという個人の希望が叶うようにするためには、社会全体で支援することが強く求められています。

また、幼児期の教育および保育は人格形成の基礎を培う重要な時期であり、幼児期の子どもに対する教育と保育に加え、保護者に対する子育て支援も必要となっています。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、子ども自身や保護者のみならず、地域社会にとっても重要なことです。このため、有田川町の自然や文化といった環境や地域社会の関係性の中で、「子どもの最善の利益」が実現され、一人ひとりの子どもが健やかに、より良く成長することができる地域社会をめざし、第1期計画の理念を引き継ぎ掲げます。



子育てに地域みんなで取り組み、





本来、子育ては、保護者が第一義的な責任のもと、深い愛情を注ぎ、子どもの成長に感謝・感動しつつ、保護者自身も成長することで、喜びや生きがいを得ることができるものです。こうしたことから、子育て支援には、保護者に代わって子育ですることではなく、保護者の子育でに対する負担感や不安感が少しでも軽減され、自覚と責任を持ちながら子育でき、子育でを楽しめる環境を整えることが求められます。

また、平成30年度に和歌山県が実施した"子供の生活実態調査"では、子どもの自尊感情が高いほど「授業がわかる」と答えた子どもの割合が高いことから生活の中で少しの時間でも子どもと正面から向き合い、褒める等自己肯定感を高める関わりが重要とされています。

子どもの視点に立ちつつ、すべての子どもの生存と発達が保障されるよう、子どもや子育て家庭に対し、必要な支援が適切かつ十分に提供される子ども・子育て支援を推進します。

2 計画の基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて、次の3つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

- 1 子どもがのびのびと健やかに育つまち
- 2 心豊かな子どもを育むため、地域社会で見守るやさしいまち
- 3 親が安心、安全に子どもを生み、育てられるまち

3 施策体系

【有田川町第1期子ども・子育て支援事業計画を引き継いだ施策展開】

基本 理念		基本目標	基本施策
	1	子どもがのびのび と健やかに育つまっ ち	(1)地域子育て支援サービスの充実
()			(2) 母子の健康保持・増進
つまでも住地			(3) 小児医療の充実
でもた			(4)保育サービスの充実
仕地み域	2	心豊かな子どもを 育むため、地域社会 で見守るやさしい まち	(1)地域ネットワークの確立
けたいみんな			(2)仕事と家庭の両立支援
いまち		3 親が安心、安全に子 どもを生み、育てら れるまち	(1) 次代の親を育てる環境づくり
りゅ	3		(2)生活環境の整備・充実
有田川川			(3)ひとり親家庭の自立支援
町			(4)子どもの貧困対策の充実
			(5)要支援家庭への支援の充実

第4章 施策の展開

1 子どもがのびのびと健やかに育つまち

(1) 地域子育て支援サービスの充実

普段から地域での日常の交流やコミュニティの醸成により、子どもを安心して生み育てる環境をつくり、身近な地域において子育てを支援していくシステムの確立に努めます。

子育てに関する課題を解決するため、保護者間のネットワークを強化する全町的な取り組み や、グループ・サークルの育成活動を支援します。また、地域の身近な場所に集い、子育ての 悩み、心配ごとや問題に対して相談し、適切な対応ができるよう子育て関連機関との連携によ る相談事業等の充実に努めます。個別には産前産後サポート事業に同意のあった妊産婦に対し 助産師が訪問・電話により対応し、子育てに関する不安の軽減に努めます。子育てに関する情 報提供はアプリやガイドブックにて行っていますが、さらなる情報提供体制の充実を図ります。

一方で、幼児期における子ども同士の関わりは、心身の発達や社会性を身につける点からも 非常に重要な体験となります。さらに年齢を重ねるにつれ、子どもは様々な交流や経験により 大きく成長することになるため、コミュニティにおける「子育て力」を再認識し、子どもが育 つための環境整備を図ります。

また、国の「放課後こども総合プラン」に基づき、小学生が交流し、つながりを深め、広げる場として、放課後子ども教室を実施・推進するとともに、学童クラブのさらなる充実に努めます。

今後も、多様化する子育てニーズに対応し、地域子育て支援サービスのさらなる拡充、保育・ 教育環境の充実に努めます。

事業名	子育て相談、情報提供体制の充実
内容	電話、訪問による子育ての悩みの相談や情報提供の充実を推進します。子育て世
	代包括支援センターの PR と子育て支援に関わる関係機関との連携強化を図り、
	町の広報やホームページ等を積極的に活用し、あらゆる媒体を通じて子育て支援
	情報を提供することで、子育てに関する負担、不安の軽減に努めます。

事業名	放課後子ども教室
	小学生を対象として、町内2か所で実施していた地域ふれあいルームは、町内 1
内容	か所となりますが、今後も事業を通じて、子どもの放課後における居場所づくり
	の維持に努めます。

事業名	放課後児童健全育成事業
	学童クラブとして、町内8か所で実施しています。今後も事業を推進することに
内容	より、子どもの居場所づくりを進めます。利用者が年々増加しているため、二一
	ズを適切に見極めながら施設の整備を検討していきます。

事業名	保育士の資質向上
	所長の保育所経営能力のさらなる向上を目指して研修を充実させるほか、自己研
内容	修とともに、経験年次ごとの研修を実施し、経験に応じた資質の向上に努めるこ
	とにより、児童一人ひとりに対し、より質の高い保育サービスの提供を行います。

(2) 母子の健康保持・増進

子どもが誕生し健やかに成長していくためには、母子の健康保持、小児医療の充実が重要です。そのため、安全で快適に妊娠から出産期を過ごすことのできる環境づくりに努めます。

これまでに実施している妊娠、周産期の教室や相談事業を引き続き実施し、保健事業計画に基づいた母子の健康づくりを促進します。また現在、学校や保育所における食に関する指導は、健康教育として極めて重要となっています。児童生徒に知識を教えるだけでなく、家庭においても望ましい食習慣の形成に結び付けられるような環境づくりを推進します。

事業名	母子健康手帳の交付
	妊娠届を出した妊婦すべてに母子健康手帳を交付し、保健師による面接を行いま
内容	す。また、支援を必要とする妊婦への早期の対応に取り組んでいます。今後も妊
	娠時期からの子育て支援に努めます。

事業名	妊婦教室
	マタニティヨガを年4回実施しています。妊婦だけではなくパートナーや両親も
内容	対象者に妊娠出産、子育てに関する情報提供、交流の場の提供に努めます。また、
	参加しやすい日時や場所、内容の検討を進めます。

事業名	健康相談
	金屋文化保健センター(月3回)、清水保健センター(月1回)で実施し、子育て
内容	に関する情報提供、保護者からの相談に対応します。子どもの健康相談として子
	育て世代に定着してきており、継続して実施します。

事業名	乳幼児健康診査
	4か月、10か月、1歳6か月、2歳、3歳6か月児を対象に健康診査を行い、保
内容	護者の方とともにお子さんの成長発達や生活状況などを確認し合うことで前向き
	な子育てができるよう努めます。

事業名	食育推進事業
	小学校において、県から梅や桃などの県産果実を学習教材用として提供を受け、
内容	家庭科や社会科などで食育の授業を行っています。また、平成 29 年度より、毎年
	11 月に町特産の「有田みかん」を全校の給食に取り入れ、郷土愛や食への感謝の
	気持ちを醸成する取り組みを開始しました。また、食育の取り組み内容を、お便
	りや広報誌などで紹介し、学校や保護者、地域等が一体となって食育についての
	理解を深めます。

(3) 小児医療の充実

子どもの健康管理のため、経済的な負担の軽減とともに普段から身近なかかりつけ医を持つことの大切さを啓発し、広域圏を含め充実した緊急医療体制のネットワークを強化し、安心して出産、子育てができる体制づくりに取り組みます。

事業名	産科・小児医療の充実
	子どもの健康管理、疾病予防に関していつでも気軽に相談できるかかりつけ医づ
内容	くりを様々な機会を通じて推進するとともに、有田保健医療圏における産科・小
	児医療の充実を国・県に働きかけていきます。

事業名	小児医療救急体制の充実
	有田保健医療圏構想区域調整会議において、医療体制の在り方について協議を重
内容	ねるとともに、今後も引き続き医療機関、消防署等の協力により医療体制の情実
	に努めます。

事業名	子ども医療費助成の充実
	小学生・中学生を対象に医療費の自己負担分を全額助成し、子育て世代の家庭の
内容	経済的負担の軽減と子どもの健康の保持、増進に寄与します。平成 30 年9月診
	療から高校生世代まで助成を拡充しています。

事業名	乳幼児医療費の助成
内容	乳幼児医療費の助成を実施し、医療費の自己負担分を全額補助することで保護者 の経済的負担軽減を図ります。

(4)保育サービスの充実

保育サービスについては、保育ニーズの把握に努め随時検討を行います。近年は統計データやアンケート調査等から母親の就労意識が高まっており、延長保育や一時預かりなど多様な保育サービスのさらなる充実に努めます。また、職員研修を実施することにより保育の質の向上に努めます。

事業名	延長保育事業
	延長保育を必要とする保護者の要望に対応するため、午後7時までの延長保育を
内容	実施しています。延長保育のニーズ・利用件数ともに高いため、今後も引き続き
	実施します。

事業名	休日保育事業
内容	保護者の勤務等により休日に児童の保育が必要な場合に対応するため、引き続き 休日保育事業を実施します。

事業名	一時預かり事業
内容	一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児の一時保育を子ども総合センターで 実施しています。利用者のニーズが高いため、今後も引き続き実施します。

•	事業名	病児・病後児保育事業
		保護者が勤務等の都合で病気の治療中または回復期にある児童の保育が困難な場
	内容	合、町が委託する医療機関において一時的に保育を行います。年間通じての利用
		があるため、引き続き実施します。

事業名	子育て短期支援事業
	保護者が疾病等で児童を養育することが一時的に困難になった場合、児童に児童
内容	養護施設等において養育・保護を行います。児童の安全面からも事業を継続して
	実施します。

事業名	保育体制(保育所)の整備
	保育を必要とする子どもの受け入れを行い、日々の保育を実施します。保育二一
内容	ズの把握に努め、新設、増改築を含めた地域特性に応じた保育所の効率的な整備
	を進めます。

事業名	保育の質の向上
内容	保育の質の向上、保育士の専門性の向上・質の向上を図るため、研修の実施を進めます。

2 心豊かな子どもを育むため、地域社会で見守るやさしいまち

(1) 地域ネットワークの確立

保護者間の交流や、地域ボランティアの育成・活動支援を進め、地域コミュニティの拡充・ 醸成を進めます。

子育てに悩みを抱えている保護者が相談相手や機会がないことで孤立しないよう、地域全体で子育てを進め、子どもへの見守りや声かけ、あるいは世代間の交流を促進するなど、力強い保育力・教育力を持った地域コミュニティづくりをめざします。公園をはじめ、地域の子どもたちの遊びや学習の拠点整備などを進めるとともに、スポーツ活動などを通して子どもの健全育成のための組織の連携強化を図ります。

あわせて、子どもの時から健康的な生活習慣を身につけるため、喫煙・飲酒・薬物乱用の防止など、学校・家庭・地域等が一体となって健全な子どもの育成への取り組みを推進します。

事業名	児童のふれあい・交流の促進
	現在、町内で 27 の子ども会団体があり、平均で月に 1 回以上のイベントが実施
	され、子ども祭りや清掃活動を通じ地域ぐるみでの充実した交流活動が行われて
内容	います。また、子ども会団体交流イベントの「子ども会ナイト」では、地域内の
	保護者同士の交流時間に加え、今後は字を超えた交流も行うことでより幅広く充
	実した子どもの育成を目指します。

事業名	地域における見守りの強化
	少年センターを中心として、平日に毎日巡回パトロールを行っています。今後も
内容	パトロールを続けることで青少年の非行・犯罪被害の防止に努めます。また、「こ
内谷	どもを守る日」も引き続き実施することで、地域ネットワークの強化、および小
	中高校生の通学の安全確保に努めます。

事業名	きのくに共育コミュニティ推進事業
内容	金屋中学校を中心に金屋中学校区で事業を実施しています。中学校区を1つのコ
	ミュニティ単位とし、コミュニティ内の学校・家庭・地域社会が子どもの教育の
	課題などを共有し、連携を図りながら解決に取り組みます。継続して実施するこ
	とで、教育を通じた地域のつながりを再構築していく環境づくりを進めます。

(2) 仕事と家庭の両立支援

子どもを育てながら就業するためには、家族で家事や育児を分担し、協力することが重要です。また、結婚・妊娠・出産に関する希望を実現するため、ライフステージの各段階に応じて切れ目のない支援の推進に努め、本町の実情に応じたニーズへの対応を検討します。

男女共同参画の視点から、子育てにおいても男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めます。特に、父親の子育てへの関わりを深めるため、各種行事、催しなどへの父親の参加を呼びかけ、子育ての役割分担を通じて、家族との協力により、子どもを育てる意識の拡大を図ります。

事業名	男女共同参画の推進
内容	男女共同参画の推進を図り、講座の開催や広報の充実に努めます。

事業名	父親の育児参加の啓発
内容	父親が参加しやすい催事の企画や、父親のための子育て教室を行うなど、父親が 子育てに参加しやすい環境の整備を図ります。今後も引き続き休日に講座等を実 施し、父親が参加できる機会の創出に努めます。

(3) 企業の支援体制整備の啓発

仕事と子育ての両立のためには、職場に子育てに配慮した労働条件や制度があるといった事業者の協力や理解が求められます。このため、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の啓発や、育児休業制度などの導入・活用の促進、労働時間等の雇用条件の改善等を、事業主へ要請していきます。

また一方で、子育て後の女性に対して、求人情報の提供や再雇用を進めるための支援に努めます。さらに、育児休業の取得を推進していくため、町内事業者に対する働きかけを行うとともに、家庭や地域においても働き方や子育てのあり方に対して正しい理解を深めるための意識啓発を図っていきます。

事業名	育児休業制度の定着啓発
内容	男女がともに仕事と子育てを両立できるよう、育児休暇が取得しやすい職場環境の整備や、男女の区別のない育児休業制度導入に向けた普及啓発に努めます。

3 親が安心、安全に子どもを生み、育てられるまち

(1)次代の親を育てる環境づくり

子育てに関する各種講座等の開催により学習機会を充実させ、家庭における教育力の向上や 子育て世代のゆとりある生活の支援を図ります。また、子育て家庭の心豊かな生活を支援する ため、子育て世代が必要とする情報提供や学習機会を拡充します。一方、利用料の減免、給付 金の交付など子育て支援関係の仕組みが複雑化しており、いかにわかりやすく正確に伝えるか が課題です。

次代の親となる児童・生徒に対しては、子どもを生み育てる喜びを教え、体験学習や各種体験教室などを始めあらゆる学習の場を通じて、心豊かにたくましく生きる力を育むような取り組みを進めます。

事業名	子育て支援関連情報のPR
内容	広報紙、ホームページ、窓口、各戸配布物などで周知に努めます。

■ 事業名 体験学習と交流の推進	
中学生、高校生による保育所や幼稚園などでのとのふれあいを推進します。町の方針として学がり)を大切にしていくことを目標としており育活動の啓発に努めます。	園の取り組み(保・小・中のつな

	事業名	人権啓発・人権相談
ĺ		子どもをはじめ、すべての人権の啓発に取り組みます。また、人権擁護委員によ
ı	内容	る人権相談を継続して実施します。各学校においては、教育活動全般を通じて人
ı		権・道徳教育を推進します。

事業名	要保護児童地域対策協議会の充実
内容	今後も警察、消防、教育、福祉、医療、保健などの各関係機関の連携、情報共有
	を円滑に行うため、年1回の代表者会議で代表者の理解を深め、毎月1回の実務
	者会議の内容を充実させます。また、年2回の進行管理会議も開催し、全ケース
	の進行管理を徹底します。

事業名	教職員の資質向上
	自己研修とともに、教職員が主体的に研修する機会として、有田川町学校間教職
内容	員クラブがあります。このクラブは教職員からの二一ズを尊重した研修の場とな
	り、教職員等の資質向上を図ります。

事業名	各種体験教室
	学校外での集団生活を経験することにより、協調性や責任感を養うことを目的に
	実施しています。平成 30 年度では総合型関連教室・発明クラブ教室において年
内容	間約 800 人の子どもの参加があり、年齢の異なる子ども同士が、年間を通して体
	験教室を経験することで、学校生活とは異なる学びを得ることができました。今
	後は、各体験教室に男女ともに参加しやすい工夫に努めます。

(2) 生活環境の整備・充実

子どもや子育て世代が、生活の中で安心して活動できるための環境を整えることは、とても 重要です。そのため、子どもや子ども連れ、ベビーカーなどにも配慮した生活環境の整備を図 り、歩道の段差解消や公共施設等のバリアフリー化に努め、人にやさしいまちづくりを推進し ます。また、子どもの教育に必要な自然環境の保全にも取り組みます。

地域の歴史などの文化環境とスポーツレクリエーション活動を活発化させるため、また、交通事故や犯罪などの被害から子どもたちを守り、安全を確保するため、地域の指導者のみならずまち全体で協力し、子どもの安全に配慮した環境の整備に努めます。

事業名	公共施設におけるバリアフリー化の推進
	公共施設等の建設にあたっては、県の条例に沿うよう事前に協議したうえで進め
内容	ていきます。また、既存施設については、住民の要望を把握しつつ計画的にバリ
	アフリー化を進めます。

事業名	「絵本 de わっしょい!」の実施
	令和元年度に完成の絵本の館を活用し、「絵本 de わっしょい!」の活動に取り組
内容	んでいきます。絵本読み聞かせ隊や、絵本コンシェルジュの協力のもと、民間の
	力で、絵本による文化的なまちづくりをめざします。

事業名	各種スポーツ教室の実施
	令和元年度現在、8つのスポーツ教室を実施、スポーツサークルでは 13 の体験
内容	教室を提供、実施しています。スポーツをする機会を提供し、体力の向上とスポ
八谷	一ツ振興を図ります。また、保護者の地域交流の機会の提供、意識の向上、世代
	間交流の充実を図ります。

事業名	防災教育の推進
内容	地震や風水害に対する防災学習や防災訓練の実施に努め、児童生徒自らが命を守 る主体者となる意識と行動の指導に努めます。

事業名	交通安全意識の高揚
内容	交通安全教室などの実施により、交通安全教育の徹底に努めていきます。特に、
內谷	自転車の乗り方を重点課題として取り組み、指導・啓発に努めます。

事業名	文化芸術活動の推進
	各学校やきびドーム、有田川町地域交流センター【ALEC(アレック)】において、
内容	文化芸術活動の推進を図ります。また、青少年向けにきびドームでの音楽コンサ
	一トの開催や ALEC の活用策を検討し、引き続き文化芸術事業の推進を図ります。

事業名	出産祝金交付事業
内容	出産後も引き続き有田川町内に住所を有する養育者の第3子以降の出産に対して 出産祝金を交付します。

事業名	児童手当
内容	家庭教育の安定と、次代を担う児童の健全育成等を図るため、出生から中学校修
h 1.77	了までの児童を養育している保護者へ児童手当を支給します。

事業名	在宅育児支援事業による支援
内容	乳児の保育を家庭で行う保護者に給付金を交付することで、第2子以降の在宅育 児家庭を支援します(所得等の受給要件有り)。

(3)ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭においては、生活、養育、就労などにおいて問題を抱えているケースもみられ、 自立のための支援を進めていく必要があり、相談体制、日常生活の支援、経済的な支援などの 充実に努めています。

事業名	ひとり親相談事業
内容	ひとり親家庭に対して、関係機関・関係団体との連携を図りながら、生活相談、 就労相談、生活指導等の相談指導機能の強化に努めます。

事業名	児童扶養手当	
内容	父または母と生計を同じくしていない (ひとり親家庭) の児童が育成される家庭 の生活の安定と自立促進のため、手当を支給します。	

事業名	ひとり親家庭日常生活支援事業
内容	ひとり親家庭に対し、一時的な介護、保育サービスのため家庭生活支援員を派遣します。

事業名	母子家庭自立支援給付金
内容	講座の受講などが就職や雇用の安定のために認められた場合について、自立支援 教育訓練給付金を支給します。

事業名	ひとり親家庭医療費助成
内容	18 歳までの子どもを扶養する母子または父子家庭に対し、医療費の自己負担分の助成を行います。

事業名	母子父子寡婦福祉資金
	20 歳未満の児童を扶養している母子家庭の母または父子家庭の父、寡婦(配偶者
内容	のない女子でかつて母子家庭の母であった方)を対象に、様々な種類の資金貸付
	を無利子、または低利子で貸付を行います。

(4) 子どもの貧困対策の充実

貧困が世代を越えて連鎖することのないよう、社会で心身ともに健やかな育ちを支援する仕組みが必要です。

このため貧困の状況にある世帯の経済的支援、保護者や子どもの生活支援や就労支援、また、 子どもの能力や可能性を伸ばすための教育や学習支援を、子どもの置かれた状況をみて、その 意見を尊重し、最善の利益を考慮しながら推進します。

事業名	生活困窮者自立支援事業
ᅜᄶ	経済的な問題等生活上の困難に直面している人を対象に、地域で自立して生活が 行えるよう、一人ひとりの状況に応じた自立相談支援を行います。

事業名	生活保護制度における教育扶助
内容	生活保護世帯の子どもを対象に義務教育に伴う学用品や給食費等を支給します。

事業名	就学援助費給付
内容	経済的な理由によって就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、学 校新入学から新入学準備用品費の入学前支給を実施し、義務教育の円滑な実施を 進めます。

事業名	子ども居場所づくり推進事業
内容	貧困の世代間連鎖を断ち切り、家族以外が子どもに向き合い、子どもの自己肯定 感を高めるため公民館等に居場所づくり学習支援を行います。

(5) 要支援家庭への支援の充実

障害のある子どもについては、保育所等における受け入れ体制の整備を継続し、地域の中でともにいきいきと生活できる体制づくりをめざします。心身に障害のある乳幼児の健全な発達を促すため、早期療養体制の充実に努めるとともに、障害のある子どもが地域で障害のない子どもとともに保育・教育が受けられるよう、関係機関の連携の強化を図り、特別児童扶養手当などにより、家庭における経済的負担の軽減を図ります。また、多国籍化が進む中、保護者や子どもが日本で暮らしやすい生活を支援するため、保護者や教育・保育施設等に向け、語学教育等の適切な支援の実施に努めます。

事業名	保育料減免制度(ひとり親・在宅障害児)
	ひとり親世帯や在宅障害児のいる世帯で、前年の所得税が非課税の世帯である場
内容	合、申請により保育料の減免を行います。減免の仕組みが複雑化しており、自身
	が対象者となるかの判別が困難であるため、周知の徹底に努めます。

	事業名	特別児童扶養手当
内	内容	精神または身体に障害を有する児童を監護する母もしくは父、父母に替わって児
	內谷	童を養育している方に手当の支給を行います。

事業名	障害児保育事業
内容	集団保育が可能な障害のある子どもを、保育所において保育します。また、障害 児の短期入所に関する相談、希望施設への連絡調整を行います。

事業名	児童発達支援
内容	障害のある未就学児を対象に日常生活に必要な動作や知識の指導、集団生活に必要な適応訓練等を行います。

事業名	放課後等ディサービス
内容	就学中の障害のある児童を対象に、放課後や夏休みなどの長期休暇中に生活の能力向上のための訓練、居場所の提供等の支援を行います。

事業名	就学奨励事業
内容	特別支援学級へ就学する児童の保護者の経済的負担を軽減し、特別支援学級の普及、奨励を図ります。

事業名	早期適応教室
	日本語による授業の理解が困難な外国人の児童生徒を支援するため、初期の日本
内容	語教育や小中学校への適応指導を行う早期適応教室を設置し、小中学校への早期
	適応を図ります。

第5章 教育・保育の需要量と提供体制の確保方策

1 子ども・子育て支援制度について

子ども・子育て支援制度とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいいます。

【子ども・子育て関連3法の趣旨】

○保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、幼児期の学校 教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進すること。

【子ども・子育て関連3法の主なポイント】

- ○認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(「施設型給付」)及び小規模保育等への 給付(「地域型保育給付」)の創設
 - ・地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応する。
- ○認定こども園制度の改善(幼保連携型認定こども園の改善等)
 - ・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督を一本化し、学校及び児童福祉施設と して法的に位置づけ、認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化する。
- ○地域の実情に応じた子ども・子育て支援(利用者支援、地域子育て支援拠点、学童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」)の充実
 - ・教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家 庭及び子どもを対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施する。
- ○基礎自治体が実施主体
 - ・市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施する。
- ○社会全体による費用負担
 - ・消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提とする。
- ○政府の推進体制
 - ・制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備する。
- ○子ども・子育て会議の設置
 - ・国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者 (子ども・子育て支援に関する事業に従事する者)が、子育て支援の政策プロセス等に参 画・関与できる仕組みとして設置。市町村等の設置は努力義務とされている。
 - ※令和元年5月には、重要な少子化対策の1つとして掲げられた、幼児教育・保育の無償化 を実施するための「改正子ども・子育て支援法」が成立しました。

2 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画において、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域(以下「教育・保育提供区域」という。)を定め、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。教育・保育提供区域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めることとなっています。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要があります。

子ども・子育てをめぐる事業計画については、本町全体で取り組んでいくことが重要です。本計画における教育・保育の提供区域については本町全域を一つとし、併せて、地域の実情に応じた柔軟な対応ができる体制を構築します。

3 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

(1)教育・保育の必要量の認定

支援制度では、3つの区分認定に応じて、幼稚園や保育所などの施設等の利用先が決まってきます。利用を希望する場合は、認定を受ける必要があります。認定区分、利用施設については以下のようになります。

	認定区分	利用施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみ(保育の必要性なし)の就学前子ども	幼稚園
	(子ども・子育て支援法第 19 条第1項第1号)	認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども	保育所
	(保育を必要とする子ども)	認定こども園
	(子ども・子育て支援法第 19 条第1項第2号)	
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども	保育所
	(保育を必要とする子ども)	認定こども園
	(子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項第 3 号)	小規模保育等

(2)教育・保育の量の見込み

【量の見込み】

■教育

		実績			見込み					
	令和元年度			令和2年度 令和3年度						
		1号	2 号**	合計	1号	2 号**	合計	1号	2 号**	合計
			3-5 歳		3-5 歳	3-5 歳	百計	3-5 歳	3-5 歳	
①量の見込み (必要利用定	①量の見込み (必要利用定員総数)		0	13	21	0	21	19	0	19
②確保の内容	幼稚園・ 認定こども園	13	0	13	21	0	21	19	0	19
2-1	2-1		0	0	0	0	0	0	0	0

						見込み					
		4	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
		1号	2 号**	合計	1号	2 号**	合計	1号	2 号**	合計	
		3-5 歳	3-5 歳		3-5 歳	3-5 歳		3-5 歳	3-5 歳		
①量の見込み (必要利用定	①量の見込み (必要利用定員総数)		0	19	18	0	18	18	0	18	
②確保の内容	幼稚園・ 認定こども園	19	0	19	18	0	18	18	0	18	
2-1	2-1		0	0	0	0	0	0	0	0	

^{※2}号認定のうち、教育の利用希望が高い者

■保育

			実績			見込み						
		ŕ	介和元年 原	ŧ	v	令和2年度	Ę	令和3年度				
		2号	3	号	2 号	3	号	2号	3 -	号		
		3-5 歳			3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳		
①量の見込み (必要利用定員総数)		600	12	178	641	15	176	588	15	187		
②確保の内容	認定こども園・ 保育所	600	12	178	641	15	176	588	15	187		
(単体の内容	地 域 型 保 育 事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
2-1		0	0	0	0	0	0	0	0	0		

		見込み									
		1	令和4年度	Ę	1	令和5年度	Ę	令和6年度			
		2号	3 -	号	2号	3 -	号	2号	3 -	号	
		3-5 歳	3-5歳 0歳 1-2歳			0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)		580	15	184	557	15	181	576	14	178	
②確保の内容	認定こども園・ 保育所	580	15	184	557	15	181	576	14	178	
び唯体の内谷	地 域 型 保 育 事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2-1		0	0	0	0	0	0	0	0	0	

注) 令和元年度実績は令和元年4月1日現在の在所者数

注) 令和元年度実績は令和元年5月1日現在の在園者数

本町では、令和元年度現在、待機児童は0人となっており、今後も見込み量に対する確保量は満たしています。しかしながら、1号認定のニーズ、今後の出生率と人口の偏りを考慮し、統合や機構の抜本的改革も視野に入れながら、近隣の市町と連携してニーズに対応していきます。地域型保育事業(小規模保育事業等)については、引き続き保護者のニーズを把握しながら、必要性について検討していきます。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

(1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

① 延長保育事業

対象児童年齢									
O歳	1-2歳	3~5歳	1~3年生	4~6年生	中学生以上				

(単位:人)

	平成 30 年 度(実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	223	256	248	244	237	240
②確保の内 容	223	256	248	244	237	240
2-1	0	0	0	0	0	0

【事業内容】

保護者の就労形態に応じて、保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間を超えて保育を実施する事業です。

【現状及び需要量】

平成30年度における利用児童数は223人です。

延長保育事業の見込み量は令和2年度256人、令和6年度240人となっています。

【確保方策の内容】

保育園5施設で、今後も引き続き利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。

② 放課後児童健全育成事業

対象児童年齢									
O歳	1•2歳	3~5歳	1~3年生	4~6年生	中学生以上				

(単位:人)

		平成 30 年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の	低学年	249	267	275	276	279	255
見込み	高学年	101	117	121	117	121	126
②確保の	低学年	249	267	275	276	279	255
内容	高学年	101	117	121	117	121	126
	低学年	0	0	0	0	0	0
2-1	高学年	0	0	0	0	0	0

【事業内容】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、授業の終了後に小学校の余裕教室 等において居場所を提供し、適切な遊びや生活の場として児童の健全な育成を図る事業です。

【現状及び需要量】

平成30年度における利用児童数は350人です。

放課後児童健全育成事業(学童クラブ)の見込み量は令和2年度384人、令和6年度381人となっています。

【確保方策の内容】

学童クラブは令和元年度には1か所増え、町内8か所で実施しています。「放課後子ども総合プラン」に基づき、今後も事業を推進し、子どもの居場所づくりを進めていきます。

学童クラブは令和元年度の実績で十分に対応できていますが、今後も引き続き利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。

③ 子育て短期支援事業

対象児童年齢									
O歳	1•2歳	3~5歳	1~3年生	4~6年生	中学生以上				

(単位:人日)

	平成 30 年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0	21	20	20	19	20
②確保の内容	0	21	20	20	19	20
2-1	0	0	0	0	0	0

【事業内容】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等への入所により、必要な保護を行う事業です。

【現状及び需要量】

平成30年度における利用児童数は0人日です。

子育て短期支援事業の見込み量は令和2年度21人日、令和6年度20人日となっています。

【確保方策の内容】

現在、有田川町内に対応する施設はありませんが、県内の施設との契約を継続し、ニーズに即応する体制を維持していきます。

④ 地域子育て支援拠点事業

対象児童年齢									
O歳	1-2歳	3~5歳	1~3年生	4~6年生	中学生以上				

(単位:人回)

	平成 30 年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	4,173	3,959	4,095	4,023	3,959	3,895
②確保の内容	4,173	3,959	4,095	4,023	3,959	3,895
2-1	0	0	0	0	0	0

【事業内容】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【現状及び需要量】

平成30年度における延利用回数は4,173人回です。

地域子育て支援拠点事業の見込み量は令和 2 年度 3,959 人回、令和 6 年度 3,895 人回となっています。

【確保方策の内容】

子育て支援センター1施設で、町内在住の0歳から就学前までの子どもを対象として、今後 も引き続き利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。

⑤ 一時預かり事業

対象児童年齢									
O歳 1·2歳 3~5歳 1~3年生 4~6年生 中学生以上									

(単位:人日)

		平成 30 年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の	幼稚園での 預かり保育	0	0	0	0	0	0
見込み	一時預かり	1,214	1,595	1,465	1,444	1,387	1,435
② 確 保	幼稚園での 預かり保育	0	0	0	0	0	0
の内容	一時預かり	1,214	1,595	1,465	1,444	1,387	1,435
2-1	幼稚園での 預かり保育	0	0	0	0	0	0
	一時預かり	0	0	0	0	0	0

【事業内容】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、ファミリー・サポート・センター等において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

一時預かり事業は、「幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(3~5歳)」と「在園児を除く一時預かり事業(0~5歳)」の2種類があります。

【現状及び需要量】

- 一時預かり事業の平成30年度の実績は1,214人日です。
- 一時預かり事業の見込み量は令和2年度1,595人日、令和6年度1,435人日となっています。 幼稚園での預かり保育事業は行っていません。

【確保方策の内容】

一時預かり事業は地域支援センターの1施設で、生後6カ月から就学前で保育所・幼稚園に通ってない児童を対象として、今後も引き続き利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。

⑥ 病児・病後児保育事業

対象児童年齢									
O歳	1•2歳	3~5歳	1~3年生	4~6年生	中学生以上				

(単位:人日)

	平成 30 年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	644	750	727	716	695	703
②確保の内容	644	750	727	716	695	703
2-1	0	0	0	0	0	0

【事業内容】

病児保育事業について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が 一時的に保育等する事業です。

【現状及び需要量】

病児保育事業の平成30年度の実績は644人日です。

病児保育事業の見込み量は令和2年度750人日、令和6年度703人日となっています。

【確保方策の内容】

平成24年夏から「平山こどもクリニック(有田川町天満)」に併設して、病児保育室「こぐまクラブ」を開設し、生後6か月~小学6年生までを対象として一時的保育を実施しています。 今後も引き続き利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。

⑦ ファミリー・サポート・センター事業

	対象児童年齢									
O歳	O歳 1·2歳 3~5歳 1~3年生 4~6年生 中学生以上									

(単位:人日)

	平成 30 年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0	0
2-1	0	0	0	0	0	0

【事業内容】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育で中の保護者で児童の預かり等の援助を受けることを 希望する者(依頼会員)と、当該援助を行うことを希望する者(提供会員)との登録制による 相互援助活動を行う事業です。

【確保方策の内容】

ファミリー・サポート・センター事業については、令和元年度現在実施していませんが、今 後の利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。

⑧ 妊婦健診事業

(単位:人)

	平成 30 年 度(実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	211	183	179	176	174	171
②確保の内 容	211	183	179	176	174	171
2-1	0	0	0	0	0	0

【事業内容】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、 ②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた健康診査を実 施する事業です。

【現状及び需要量】

平成30年度における利用者は211人で、受診率は100%となっています。 妊婦健診事業の見込み量は令和2年度183人、令和6年度171人となっています。

【確保方策の内容】

妊婦健診の受診率 100%を想定し、提供体制を確保します。

9 乳児家庭全戸訪問事業

(単位:人)

	平成 30 年 度(実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	152	186	183	179	176	174
②確保の内 容	152	186	183	179	176	174
2-1	0	0	0	0	0	0

【事業内容】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環 境等の把握を行う事業です。

【現状及び需要量】

平成30年度における訪問家庭数は152人、訪問実施率は100%となっています。 乳児家庭全戸訪問事業の見込み量は令和2年度186人、令和6年度174人となっています。

【確保方策の内容】

全戸訪問事業であり、訪問数は100%を想定し、提供体制を確保します。

⑩ 養育支援訪問事業

(単位:人)

	平成 30 年 度(実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0	0
2-1	0	0	0	0	0	0

【事業内容】

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児・家事等の養育に関する指導・助言等を 行うことにより、当該家庭の適切な養育の向上や支援の実施を確保する事業です。

【確保方策の内容】

養育支援訪問事業については、令和元年度現在実施していませんが、今後の利用者のニーズ に対応できる提供体制を確保します。

① 利用者支援事業

(単位:か所)

	平成 30 年 度(実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1	1	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1	1	1
2-1	0	0	0	0	0	0

【事業内容】

子どもやその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供 及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【現状及び需要量】

平成29年度より事業を実施しており、平成30年度は1か所で実施しています。利用者支援 事業は令和2年度1か所、令和6年度も1か所となっています。

【確保方策の内容】

利用者支援事業は1か所を整備し、利用者のニーズに対応できる提供体制の確保に努めます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業内容】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき 日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要す る費用等を助成する事業です。

【確保方策の内容】

国が定める「実費徴収に係る補足給付事業実施要綱」に基づき、助成を実施します。

③ 多様な主体の参入促進事業

【事業内容】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究やその他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【確保方策の内容】

新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、新規施設等に対する実施支援、相談・助言、 小規模保育事業等の連携施設のあっせん等に努めます。

5 幼児期の学校教育・保育の一体的提供・推進

【国の考え方】

- ○認定こども園の設置数、設置時期その他認定こども園の普及に係る考え方(認定こども 園を普及させる背景や必要性等)
- ○質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策
- ○幼児期の学校教育・保育と小学校教育(義務教育)との円滑な接続(保幼小連携)の取り 組みの推進
- ○保幼小連携、0~2歳に係る取り組みと3~5歳に係る取り組みの連携

本町では、幼保一体型施設については、地域の実情や施設の状況を踏まえ、地域の理解を十分得たうえ、可能な地域から順次整備や検討を進め、保護者及び子どもの幼児教育・保育施設への入園に対する選択肢の幅の拡大に努めていきます。

新たなカリキュラム等の策定や保育所間の人材交流を推進し、教育・保育の一体的な提供の 推進を図ります。

第6章 計画推進に向けて

1 推進体制の考え方

本計画の推進にあたっては、地域内でのきめ細やかな取り組みが必要とされ、そのためにも、本計画について住民へ広く周知するとともに、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)のサイクル(PDCAサイクル)の確立によって、各年度において計画の実施状況を把握し、その結果をその後の取り組みの改善や充実に反映させていくことが重要です。

(1) 推進体制の確立

本計画の推進については、行政だけでなく、様々な分野での関わりが必要であり、家庭をはじめ、保育所、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携・協働により取り組んでいきます。

(2)情報提供・周知

本町ではこれまで、子育て支援に関する情報及び利用方法などを広報や町のホームページを活用して公開し、必要に応じて個別に相談を受け付ける等、住民に対する広報や周知の充実に努めてきました。

今後も、本計画の進捗状況や町内の多様な施設、サービス等の情報を、広報媒体やインターネット、パンフレット等の作成、配布等を通じて、広く周知・啓発に努めます。

(3) 広域調整や県との連携

子ども・子育てに関する制度の円滑な運営を図るためには、子どもや保護者のニーズに応じて、保育所等の施設、地域子ども・子育て支援事業等が円滑に供給される必要があります。その中で、保育の広域利用、障害のある子どもへの対応等、町の区域を越えた広域的な供給体制や基盤整備が必要な場合については、周辺市町や県と連携・調整を図り、今後もすべての子育て家庭が安心して暮らせるよう、努めていきます。

(4) 計画の評価・確認

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、 計画の進捗状況について需要と供給のバランスがとれているかを把握し、実施状況および成果 を点検・評価し、検証していきます。